

令和 5 年 12 月 7 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 7 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 2 名)

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一	治
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平									
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和						
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	企	画	財	政	課	長	滝	本	功	
成	長	戦	略	室	長	山	本	剛	資	建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史		
建	設	課	長	山	本	剛	資	産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康				
水	道	課	長	山	下	哲	矢	厚	生	部	長	相	川	和	英						
住	民	福	祉	課	長	田	中	直	之	環	境	課	長	富	田	和	彦				
健	康	介	護	課	長	坂	本	有	二	健	康	子	育	て	室	長	大	久	保	美	保
教	育	長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	淳	二								
学	校	教	育	課	長	鈴	木	和	芳	社	会	教	育	課	長	森	崇	史			

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田中達也 書記 松本満砂

書 記 山 下 英 将

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

7番、石垣菊蔵議員。

○7番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 海っ子バスのさらなる利便性向上を、海っ子バス右回り路線、朝の増便についてを質問いたします。

南知多町の公共交通の一つである海っ子バスの路線再編（減少）、時刻表及び料金改定から3か月が経過しようとしております。

本町の公共交通の歴史は、内海から武豊間を乗合自動車で運行した合資会社内海自動車が始まり、その後は師崎－武豊間を運行した師崎交通運輸株式会社と知多自動車株式会社とが合併し、現在の知多バスに至り、長く運行していました。この間、西海岸線、今の師崎－内海間に対しては、私の職員在職中、自らも交渉に出向き、町の運行補助金を投入し、路線の維持に努めてまいりました。事業採算性からバス事業者が運行する豊浜線（豊浜－河和間）の撤退も相まって、平成22年に豊浜線と西海岸線の2路線（豊浜

から河和、師崎から内海經由河和まで）を引き継ぎ、南知多町のコミュニティバス、海っ子バスとしてスタートしました。その後は、平成27年10月の内海線（内海駅－河和間）も引き継いでおります。そして、この10月から、今までの4路線から1路線を減少とし、3路線に再編され、全路線、町が直営の公共交通路線バスにさま変わりしました。

この路線変更案については、令和4年3月の南知多町地域公共交通活性化・再生協議会、以下「法定協」とします、で公表されました。これまでの町民の意見や要望の一部として、1時間に2本は欲しい、知多バスと海っ子バスが前後での走行は無駄、海っ子バスが役場本庁舎にどの路線からでもアクセスできるようになどの声を反映し、また電車、バス、名鉄海上船などからの乗り継ぎの利便性向上をうたっており、この10月からは高校生、大学生、そして専門学校生の生徒に対する海っ子バス通学定期券購入補助事業をスタートすることで、さらなるバス利用の促進が図られようとしております。

しかしながら、この10月の路線再編により、豊浜地区のバス利用者においては、豊浜から豊丘を經由して河和駅までの路線が廃止されることとなり、豊浜地区住民においては、住んでいる地域により乗車時間及び路線の選択が可能であった2路線での乗車ができなくなるなど、再編前までに寄せられた意見に反し、利便性が著しく低下しております。

そこで、利便性向上を掲げスタートした新路線ではありますので、さらなる利便性向上のため、路線の再々編や増便を願い、以下の質問をします。

1. 今回の路線、時刻表の改正において、町では、利便性の向上等を含め、どのような検討をしてきたのか。具体的にお答えください。

2. 今回の路線変更から3か月が経過しようとしております。主要な路線が3路線から2路線になったことにより、単純に利用者の増減は比較できないと思いますが、乗車・利用者数の変化はどのようになっているのか。また、今後は、路線が減少しているが、乗降者数の比較はどのように行うのか。

3. 今回の料金改定や路線及び時刻表の変更に関して、住民からの意見、要望または苦情はあったか。

4. 左回り路線に臨時便が突然追加されたが、どのような経過で追加されたものなのか。また、法定協の資料や町広報紙8月号の特集記事「生まれ変わる海っ子バス」での掲載記事、加えてタウンミーティングなどでの配付資料には臨時便が表示されておられません。利便性向上のために増便したものであり、反対するものではありませんが、どの

ような理由で臨時便が追加され、その公表はいつ、どのような方法でなされたのか教えてください。

5. 右回り路線の豊浜、高浜、新居及び小佐バス停からの利用者においては、花ひろば・総合体育館前を経由することで乗車時間が今までより10分強長くなり、特に朝は乗車時間が長く、選択可能であった豊丘経由または内海経由の2路線での乗車もできなくなったことで、河和着の時間の選択ができません。師崎港経由の左回りについては、このような状況下でもあり、特に電車通学の高校生にとって、その多くが東海市、半田市、武豊町までの電車利用であることから異なる時間帯のバスを利用していることがうかがえる中で、同一の時間帯の電車しか乗れないならバス利用せず、自家用車で駅まで送り迎えをしたほうが便利だといった声も聞こえてきます。

なお、豊浜地区からは師崎港経由の左回りの路線への乗車することも可能ですが、乗り慣れていないこともあり、利用者は多くありません。加えて、師崎港までの便が1便しかないこと、その乗車時間が50分弱となっていることもありますので、現在の2路線から豊丘地区を通過する3路線への再々編は検討できないか。

6. 関連して、今回の改正で、右回り、左回りとも師崎港が発着となっています。これまで河和駅発着であったものが変更され、かつ、次の質問7と関連しますが、左右巡回するものの、始発はよしとしても、終着が師崎港着であるため、河和から右回りの午後7時台であれば接続もあり豊浜に戻れますが、午後8時台以降は右回りの終着地となり、接続する豊浜への巡回がありません。ただ、河和駅発左回りは午後8時台、9時台は師崎港終点までの便がありますので、選択すれば乗車は可能ですが、この夜間の時間帯の高校生については、早く帰りたいなどの願いから、多くの保護者は乙方バス停まで迎えに行く聞いております。

そこで確認いたします。

今までの河和駅発ではなく、師崎港発の巡回始発になった理由は何か。また、この発着を距離的な中心地となる豊浜地区に変更できないか。そうすることで、左右どちらから乗車しても、豊浜地区の中心部、鳥居・中村地区にとっては2路線の乗車選択ができ、今までの豊浜、豊丘－河和線の廃止を少しでもカバーできることとなります。そして、町民からの要望である1時間に2便欲しいという要望にも応えられるものとするが、いかがでしょうか。

7. 左回り路線では、臨時便を含め、6時台、7時台に各2便のバスが運行しており

ますが、右回りの路線は各時間帯とも1便しか運行がなく、新路線がスタートした10月前半には7時台の右回り路線の乗車状況を目視しましたが、まずまずの乗車状況でした。最近では、それまでの7時台、豊丘経由、内海経由合わせて3便あったものが1便しかないこともあり、先ほどの左回りの便があっても、まだまだ乗り慣れていないコースということもあり、路線選択が少ないことから、特に朝のバス通学については自家用車で送迎するようになり、豊浜地区からの利用者が減少しているという話も聞いております。

そこで、路線の再編ではなく、費用対効果をはじめ、路線変更に伴う許認可などの時間も費やすことなく可能だと考える増便について、先ほどの質問で問題点を指摘しました。通学時間帯の河和駅着の増便することにより、利用増も見込めることから、朝の時間帯にこの右回り路線を少なくとも臨時便として1便の増便することはできないか。

質問事項2. 民有地等の雑草の繁茂について。

今の季節は、時期的に空気が大変乾燥しており、火災が発生しやすい季節です。また、人口減少に伴い、適正管理がされていない家屋や空き地等も多く存在します。加えて、県道をはじめとした道路については、雑草の繁茂により大変見通しが悪く、交通事故がいつ起こってもおかしくない場所も多く点在しております。

そこで、雑草の繁茂による諸問題について、以下の質問をいたします。

1. 具体例として質問いたします。愛知県所有の土地の管理について質問します。

私が議員になってから、土地買収に始まり、工事着工に向けての諸問題などの解決の末に着工でき、令和5年3月に完成した豊浜中洲地区内の田名畑付近、西之沢西の砂防ダムの周辺の土地で県が所有している土地において雑草が繁茂しております。一般的に砂防ダムは山間地の谷間に建設されますが、この場所の隣には1筆民地を挟んで民家があり、かつ居住しております。この場所については、砂防ダム完成後は管理されることなく、完成後、僅かの期間で背丈1メートルの雑草が繁茂しております。近隣の住民からは、砂防ダムができたのに雑草が生い茂り、とても景観が悪い、不快害虫の発生により生活に著しい支障を来しているとの苦情が受けております。

このような場所について、土地所有者による管理の徹底を求め、定期的な除草対策、または防草シートなどによる対策について、県に要望することはできないか。

2. 県道の道路脇の雑草の繁茂によって、見通しが悪く、交通に支障を来している悪い場所については、住民はどのような対応をすればよいか。

3. 空き家、空き地等において、雑草の繁茂に起因する不快害虫の発生や、ネズミを

はじめとした小動物のすみかとなり、様々な問題が発生しています。住民から雑草繁茂の苦情はどれくらいあり、また町としてどのような対策を行っているか。

4. 冬季の気候は、空気が大変乾燥している時期ということもあり、火災が発生しやすい季節となります。道路に面したところでは、たばこのポイ捨てに起因した火災の発生もあるかと思えます。定期的な除草について、知多南部消防組合と連携して防火のための除草の周知等を行っているか。

5. 雑草の繁茂、言い換えれば適正管理がなされていない土地については、ごみの不法投棄の問題も発生しやすいと言われます。適正管理がなされておられず不法投棄をされやすい場所については、町はどのような対応をしているか。

6. 空き家の雑草繁茂（庭木の剪定を含む）によって住民同士のトラブルまでに至ったケースはあるのか。この場合、どのような指導を町としてしているか。

7. 雑草の繁茂で困って役場に電話をすると、道路は建設課、空き家は成長戦略室、その他は環境課が対応すると思われるが、住民はどこにも相談ができず、役場を頼って連絡をしています。苦情を一括して受け入れていただき、その後はしかるべき部署で対応することができないか。

以上で壇上の一般質問は終わります。

再質問がある場合には自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

これまでの海っ子バスの課題として、1時間に1本では本数が少ない、師崎港等での乗り継ぎが悪い、役場等へのアクセスが不便、運行経費が高いなどが上げられておりました。これらの課題に対して、今回の路線再編では、利便性を確保しつつ、将来にわたり持続的な運行を確保するための経費削減を目指して検討してまいりました。

検討の経緯としまして、令和4年3月の法定協において、海っ子バスのループ化を前提に再編の検討を開始することの了承を得ました。その後、令和4年6月から7月にかけて、ループ化についての路線案や運賃案を複数提示し、法定協やタウンミーティングで意見をいただきました。

令和4年9月から10月にかけては、いただいた意見を踏まえ、新路線、新運賃の案を

絞って提示させていただくとともに、再度法定協やタウンミーティングで意見をいただき、最終案を作成させていただきました。最終案については、令和5年1月の法定協で了承を得て、6月の法定協において新時刻表も併せて承認をいただき、国への届出に必要な協議を全て調えました。

その結果として、便数は、これまでの豊浜線、西海岸線と同様、右回り、左回りともに便数を減らすことなく、1日16便を確保しました。これにより、一つのバス停においてそれぞれの目的地に行くバスは、右回り、左回りどちらに乗っても到着することができるため、1時間に2本のバスが設定できたということもできますが、利便性の向上という面では課題が残っております。

乗り継ぎについては、これまでの3路線では師崎港等での乗り継ぎが必要でしたが、新たな路線では、バスからバスへの乗り継ぎ不要なループ路線を形成し、行きたい場所に乗り継ぎなしで行くことが可能となり、目的地へのアクセス面でも向上いたしました。

また、電車や船との乗り継ぎについては、時刻表をつくる際には最も注意した点でございます。しかしながら、限られた条件の中、全ての利用者に満足してもらう時刻表を作成することは不可能であり、その点については御理解いただきたいと思います。

運行経費削減については、運賃値上げを実施させていただくことで赤字改善を図っていきます。そのほかに、利用促進策として小・中学生運賃補助と学生定期券補助を創設し、子どもたちに無料でバスに乗れる環境をつくりました。

また、バスロケーションシステムを導入し、バス停にあるQRコードからスマートフォンでアクセスすることでバスが今どこを走っているか確認できるシステムも導入し、利便性向上を図っております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

冒頭の質問1-1については、利用促進はじめ、いろんな施策を実施する中で改善が進められているとの回答をいただきましたが、具体的な課題や要望について順次再質問しますので、次の2番、回答をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

これまでの3路線のうち、海っ子バスの2路線については、乗降カウンターシステムにより乗降者数を計測していたため、利用者数の増減の比較は可能です。しかし、知多バス師崎線については、システムによる毎日の乗降者数の計測は実施しておらず、年2日間のOD調査というバスの利用状況を把握するための調査結果から年間の利用者数を推計している数字しか把握できないため、厳密な比較検討はできません。よって、比較については、海っ子バスの乗降カウンターシステムによる利用者数の把握と知多バスの年間推計値から月平均の利用者数を算出し、増減の比較をさせていただきます。

この方法により比較すると、新路線の令和5年10月、11月の2か月間の月平均は2万3,208人、旧路線の直近1年間の月平均は2万2,636人となり、新路線では572人の利用者増となっております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

短い期間での新路線での実績ですが、利用者数の増との回答でした。これからもまだまだ変動があるかと思えます。利用者の増、そして収支の改善が図られることを期待しております。

次の3番をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

住民からの意見、要望、苦情として、成長戦略室に連絡があったものとしては、学生の通学に合わせた通学時間帯の増便、通勤・通学時間帯や夕方の時間帯のバスの遅延、豊浜・豊丘間の廃線に伴う利便性低下、電車や高速船との乗り継ぎ、運賃値上げに対する意見が主なものとなっております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

新路線スタート後の意見、要望、苦情について、学生の通学に合わせて通学時間帯の増便など多様な声が届いているとのことですが、具体的にどのような意見、要望、苦情がありましたか。併せて、それらに対してどのような行動を起こされるか、併せて2つ、答弁いただけたらお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

具体的な事例としまして、朝の通勤・通学時間帯の特別便の増便や高速船とバスでの乗り継ぎに対する余裕を持った時間設定の要望などがございました。

こちらの要望に対しましては、実際の利用状況を検証するとともに、利用ニーズに対する意見を聴取して、次回見直し時に可能な限り反映させていただきたいと考えております。しかしながら、全てのニーズ、住民の方のニーズに全て応えることは不可能でありますので、今後、住民の方に御理解を求めていきたいと思っております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

よりよいバス路線にするために、定期的な検証、必ず必要になると思います。よりよい改善をしていただくよう、対応をよろしくお願いいたします。

次の4番をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

6月の法定協、7月の町ホームページでの公開及びタウンミーティングでの説明、8月号広報での特集記事で新しい海っ子バスの周知を行ったところ、旧師崎線について多くの御意見をいただき、旧師崎線の混雑状況も踏まえ、1便増便する対策が必要と判断しました。しかし、4台で走っている環状線は、1便動かせば全ての便に影響が出てし

まうため、大きな変更は不可能です。そこで、特別便として内海高校便出発前のバスを活用することで、追加のバスや運転手を準備せず実施することができ、経費の増額も必要最低限となっております。

公表については、8月31日にホームページ及び新時刻表の配付により実施をしております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

この左回り、僅か1便ですが、効果が大きなものとなっております。このような増便、右回りでもとの要望もあり、1－7で最後に質問をいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

路線の再々編については、新路線の実績を少なくとも1年以上確認した上で、利便性及び財政面から検討していくものと考えております。

豊浜バス停から河和駅までの通勤・通学時間帯の新しい時刻表では、内海経由の右回りで6時34分着、7時24分着、8時16分着の3便がございます。これらの豊浜バス停からの乗車時間は約45分であります。また、師崎経由の左回りの場合、7時41分着の1便があり、豊浜バス停からの乗車時間はこちらも45分となっております。

印象として師崎経由の左回りは時間が多くかかると思われがちでございますが、時刻表としましては、乗車するバス停にもよりますが、乗車時間はほぼ同じ時間となります。こうした点も住民の皆様へ周知していく必要があると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

よりよいバス路線の構築のために、経費ばかりでなく、利便性の向上など多方面から

の検討をお願いできればと思います。

現状では検討していくとの回答をいただきました。どのような検討をされるか、再度お聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

新路線の実績を少なくとも1年以上確認した上で、利便性、財政面も踏まえて、豊丘経由の豊浜－河和間を運行する路線の必要性について検討をしてみたいです。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

効果的な検討をよろしくお願いします。

今回の改正で一番影響を受けたのが小佐から豊浜の2地区です。加えて、高校生の朝のバス路線の選択で、今までの利便性のよかった2路線から、乗車時間も含め、利便性が低下した再現となりましたので、今後、よりよい結論が出ることを期待しております。

次の1－6をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

これまでの豊浜線及び西海岸線においても、始発、終着ともに全て師崎港でありました。こちらは、南知多町の利用者を考えた際、朝は町外へ出ていく方を、夜は町外から帰ってくる方を移送するために、始発、終着ともに師崎港を設定しているものであります。

この始発、終着のバス停を豊浜地区へ変更することについては、例えば左回り最終便が豊浜地区で終点となった場合、師崎港を目的地とした方から同様の要望が発生する可能性があります。

また、豊浜地区が始発、終着となった場合、バスの待機場所の問題や始発時間の前倒しまたは終着時間の後ろ倒しが発生することによる運転手の休憩時間確保の観点から、

シフト問題などを検討する必要があります。そのため、次回ダイヤ改正時に、様々な視点から実施可能性を検討していきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

今後の再々編に向けて要望しました。

終着駅の先のバス停、師崎港では、接続時間待ちが河和駅のように長くないので不便を感じないと考え、私案で豊浜にと要望しましたが、同じ問題が発生することは承知しておりますので、多方面からの検討をお願いいたします。

最後の1－7をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－7につきまして答弁させていただきます。

現在、朝の時間帯においては、右回りで2台、左回りで2台、左回り特別便及び内海高校便で1台の計5台で運行しております。この現状で右回りに1台臨時便を増便する場合、運行するバスの1台追加及び新たな運転手の確保が必要となり、経費も大幅に増加するため、すぐに増便するという事は考えておりません。

左回りの6時56分豊浜バス停発のバスは、7時41分河和駅着となり、乗車時間も右回りとほぼ同様の45分となっておりますので、ぜひそちらの利用も御検討いただきたいと思います。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

この増便の可能性については、豊浜地区で開催されたタウンミーティングの会場において、高校生を持つ参加者が受託業者のレスクルに質問したところ、予備車としてバスがあるから町から要請があれば増便は可能との話があったと聞いている。どのような条件を満たせば増便は可能なのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

現在、町及びレスクル株式会社において、海っ子バスとして運行できる車両を、予備車両も含めて7台準備しております。そのうち5台は毎日運行しており、予備の車両が2台あることとなります。予備車両が2台あることで、車検や修理時の突発的な事故や渋滞時にも対応できるため、安定した運行が可能となっております。この予備車両を毎日の運行に使用した場合、突発的な事故が起こった際の対応が限定的、もしくは対応不能となることが考えられるため、予備車両の2台は適正と考えております。

今後、運行を続けながら、実績を積み上げることで改善額も見えてきます。そうした改善実績及びニーズを総合的に判断して、特別便の増便、海っ子バスの路線を継続的に検討してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

最後の質問は、予算とバスの配車が可能であれば、許認可なく、複雑な手続もなく改善できるかと思い質問したのですが、再考難しく、この場では残念ですが、最後に総合的に、全体を通して町民のニーズなどを検証するとの回答ですが、具体的にどのような方法でバス利用者、町民などから意見等を聴取するのか。具体的な内容、スケジュール案があれば回答をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

現在の予定としましては、年明け1月に各地区、両島も含めてタウンミーティングを実施し、新路線を3か月ほど実際に利用してみた意見、改善点、他交通機関との乗り継ぎ状況を聞かせていただき、今後、海っ子バス利用促進につながるよう継続して検討してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

再三申し上げているとおり、師崎が始発、終着駅となり、加えて朝の増便も追加され、6時台、7時台各2便の河和駅着、利便性のいい師崎地区、比較すると改善のプラスを見出すことができない豊浜地区の住民にとって、改悪と言われても仕方がないのではとも思います。この点に関して、豊浜の中心に住まわれている方から、私たち地元の議員にも声が寄せられております。

また、右回り、左回りとどちらでも利用できるものの、学生、特に高校生にとっては、かえって不便となり、乗車時間を考えればこの点、カバーできますが、乗車場所により、左右の便によっては早く乗車しても遅く河和着の逆転もあり、朝の7時台については河和着が2便あるものの、なかなか利用しにくいことを分かってもらいたいと思います。

最後に答弁いただいたタウンミーティングについては、近々に実施予定との回答をいただきました。これまでの進め方、法定協での決議、合意された内容の報告が主体であり、町民が参加したときには結果報告といった会議内容で、前年に詳細情報がない、参加しても意味がない、苦情を聞くだけの会だと不平不満の声が聞こえております。今回、路線再編、時刻表改定して早々に不平不満ある中での開催を予定していただけること、とてもありがたく思います。町民の生の声を聞いていただき、よりよい海っ子バスの再スタート、多くの町民の皆様にも親しまれる公共交通機関となることを願い、この質問を終わります。

次の2番、答弁お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問2-1、2-2は私、建設経済部長から、2-3、2-5から2-7は厚生部長から、2-4は総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

豊浜中洲地区の西之平井・西沢の砂防施設周辺の草刈りについては、既に県に要望しております。県からいただいた回答は、砂防施設周辺では、のり面を植物で覆うことにより雨水による浸食を防ぎ、風化を抑制しています。したがって、土砂災害の防止と自然環境の保全の両面の観点から、草刈りを実施しないとのことでした。

しかし、砂防施設周辺で人が生活しているような箇所の草刈りについては、土砂災害の発生リスクが低い時期に、植栽した植物にダメージを与えない方法で草刈りを実施するなど、適切な対応を検討していただけるよう、再度、県に粘り強く要望してまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

愛知県への要望について、よろしく願いいたします。

この場所は、質問したとおり、隣接する民家の玄関を出れば、砂防ダム周辺の雑草が目に入り、誰でも不快に感じるかと思えます。県に対し、根気よく、力強く要望をお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

国道、県道を含む道路脇の雑草が交通に支障を来している場合につきましては、まずその場所や状況につきまして、町建設課までお知らせください。

町道につきましては、町の建設課で対応いたします。また、国道、県道については県管理となりますので、建設課を通じて県に伝えさせていただきます。

住民の皆様の御理解により、安全な交通環境を維持できるよう取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

確認です。国・県道の草刈りは年何回実施しているか。また、除草の範囲はどれぐらいで、実施時期はいつなのか。町として把握しておりましたら教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

国道、県道における草刈りにつきましては、原則年1回の実施でございます。場所によっては複数回実施する場合もあるというふうに聞いております。また、実施の時期につきましては、7月から9月を目安に順次実施しているというふうに聞いております。

除草の範囲につきましては、路線ごとに道路通行に支障となる区間におきまして、路肩や歩道などを中心に除草作業をしているというふうに聞いております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

ありがとうございました。

町民の声、しっかりとお伝えください。

次の2-3をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

環境課で把握しております住民からの雑草繁茂の苦情につきましては、令和3年度は32件、令和4年度が34件、令和5年度は、11月末現在で既に44件となっており、件数は増加傾向にあります。

町の対応といたしましては、周囲の生活環境への影響が出ないように、原因となる土地所有者に対し所有する土地の適正な管理をお願いする文書を送付しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

民有地の雑草が繁茂している空き地は、空き家の取壊しに比例して多くなっておりま

す。町におきましては、適正な管理の周知などを含め、所有者への指導をよろしく願
いいたします。

次、2－4番をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－4につきまして答弁させていただきます。

定期的な除草について、知多南部消防組合と連携した防火のための除草の周知等は行
っておりません。

除草の周知ではありませんが、火災予防運動をはじめとして、消防署、消防団は火災
予防の啓発活動をふだんから行っております。消防署では、たき火の延焼火災など発生
した場合には、町広報紙や住民登録メールでの注意喚起、車両広報や警戒巡視を行って
おります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

回答をいただきましたが、たき火などの火災予防啓発活動は大切なことですので、引
き続きお願いをいたします。

また、防火のための除草の周知はこれまで行っていないとのことですが、今後は講師
等を活用した啓発活動を実施することはできないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

不定期ではありますが、以前、知多南部消防組合から町広報紙へ枯れ草火災を防ぎま
しょうという記事を掲載しております。

防火のための除草の周知も含めまして、今後も消防組合と共に、包括的に火災予防の
啓発を町広報紙等では行っていきます。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

よろしく願いをいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

土地の管理につきましては、基本的には各所有者が適正に行っていただく必要があります。

町としましては、町公式ホームページ及び広報紙で年に2回、不法投棄について周知を行っております。不法投棄をされないよう常にきれいにするなど、自分の土地は自分で管理していただくようお願いしております。

また、不法投棄をされた土地所有者などより依頼があれば、不法投棄防止用の看板を配付しております。

なお、不法投棄をしている現場を発見された場合は、直ちに警察に通報いただくとともに、環境課へも御連絡いただきますようお願いいたします。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

住民への周知の方法、そして看板の配付、通報体制、分かりました。よろしく願いをいたします。

次、2-6をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

空き家の雑草繁茂などで住民同士のトラブルまでに至ったケースについては、今のところ把握しておりません。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

市民の問題となりますので、この隣地との問題については介入が難しいものの、住民等から相談等がありましたら、可能な限りの対応をよろしく願いをいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問2-7につきまして答弁させていただきます。

現状では、住民からの雑草の繁茂などで相談がある場合、担当する課室が分かっている場合はその担当課室へ、分からない場合は環境課へ相談されると認識しております。

環境課で相談をお受けした場合は、相談内容を確認後、現地を確認し、その後しかるべき部署に対応していただいておりますので、今後も同様な対応をさせていただきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

住民からすれば、どの課が対応しているのかの判断はなかなか難しいと思います。例えば環境課から別の課に引き継いだことが分かるよう、発信者に対して連絡をしていただけたら、その後の対応もスムーズにできるかと思いますが、このような対応は可能でしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

議員のおっしゃるように、環境課から別の課に引き継いだ場合につきましては、連絡をいただいた住民に対し、別の課に引き継いだ旨を連絡させていただいております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

よく分かりました。

担当はここではありませんと断ることのないよう、関係各課、連絡体制の徹底、よろしく願いいたします。「役場が変われば、みんなが変わる みんなが変われば、まちが変わる」を実践していただきたいと思います。

今回の民有地など、雑草の繁茂については、昨年からの景観計画の策定がスタートしていることもあります。今日草刈りしても、季節によっては半月ももたず生い茂ってくるのが雑草です。国道、県道など自治体が所有する土地の雑草については、早い遅いは別として対応されますが、民有地の、特に不在地主の空き地はなかなか連絡が取れず、苦慮する問題でもあります。しかし、各課連携することで、今後も住みよい南知多の環境美化に向け対応いただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時15分]

[再開 10時25分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては、通告書の朗読とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1. 水道水の安全と水道管の老朽化問題を検証する。

私たちは、毎日当たり前のように料理や飲料として何の疑問も持たず水道水を利用し

ています。この水道水は本当に安全なのか、少し疑問に思いました。

また、水道管の老朽化と耐用年数を越えようとしている水道管の更新が問題となってきたようです。この老朽化した水道管から供給される水道水についても疑問に思いましたので、以下の質問をします。

1. 毎年水質検査計画を作成し水道水の検査をしているが、法律等で定められている残留塩素を保つためにどのような検査・管理をしているのか。

2. 配水池系ごとに行われる毎日検査は、職員が365日休みなしで検査をしているのか。また、毎日の検査の検査項目は何か。

3. 基準値を超えて飲料に適さないような事故は過去にあったか。もし起こった場合の対応マニュアルは作成されているか。

4. 愛知県企業庁からの受水点である内海配水池、古布ポンプ場、豊丘ポンプ場の検査結果は報告を受けているか。

5. 水道管の耐用年数は管種ごとにそれぞれ何年で、耐用年数を越えている水道管は存在するか。

6. 本年度も配水管布設替え工事や耐震化工事が発注されているが、その目的は老朽管の更新ということか。また、耐震化工事は全ての管路で施工が必要なのか。

7. 来年度以降も布設替え工事や耐震化工事が発注されると思いますが、老朽管の更新計画は策定されているのか。完了するまでの年数と概算工事金額はどのようになっているか。

大きい2番です。

ため池の耐震化工事の進捗状況は。

巨大地震により決壊する危険性の高いため池の耐震化工事が愛知県により行われています。

そこで、以下の質問をします。

1. 町内において南知多町が管理するため池は幾つあるか。また、その全てで耐震化工事の必要性について調査を行ったか。

2. 内海の西池田池の耐震工事が行われているが、完成すると震度幾つまで耐えることができるようになるのか。

3. 今後の耐震化工事の計画を把握しているか。また、計画どおりに進捗した場合の完成年度はいつか。

大きな3番です。

一般廃棄物最終処分場跡地計画を考える。

昭和63年に供用開始された内海の中苔廻間一般廃棄物最終処分場の埋立てが完了し、令和元年に廃止されました。現在、仮のリサイクルステーションとして利用されているので、跡地利用が保留されています。来年度にはエコステーションがクリーンセンター内に建設されますので、跡地利用についての検討が必要となりました。

今年9月の内海地区区長会に知多南部衛生組合職員から説明があり、グラウンドゴルフ場を建設する旨、提案されました。区長会は、特に反対意見もなく、承認したような結果となっています。

そこで、以下の質問をします。

1. 跡地利用計画は内海地区の区長会のみ意見なのか。それとも両町の意向も入っているのか。

2. この跡地は知多南部衛生組合の所有となると思うが、工事費用、管理費用は美浜、南知多町、両町が負担することになる。両町町民が有効利用できる施設を検討する必要があると思うが、組合と両町でどのような検討がなされているのか。

以上、壇上での質問を終わりますが、再質問がある場合は自席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

残留塩素については、水道法施行規則第17条第3号で給水栓における水が1リットル当たり0.1ミリグラム以上保持するよう定められているため、水道課職員が給水栓で採水した検体を計測し、残留塩素濃度を確保できるよう、配水池等での自動塩素注入ポンプを調整し、管理しております。

また、専門業者に委託し、毎月、一般細菌や大腸菌、臭気、濁度など、基本的な11項目の検査をしています。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

塩素を注入しておるといふことで、次亜塩素酸ナトリウムを補充する際のことについて少しお聞きします。

まず、7か所全ての配水池に職員が運んでタンクに入れるのかどうかということと、また1回の補充量というのはどの程度なのかということをおよと御説明してください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

搬入方法につきましてですが、内海配水池、古布ポンプ場、豊丘ポンプ場、師崎ポンプ場の4か所では、タンクローリー車による薬液を搬入しております。佐久島ポンプ場につきましては、1箱20キログラム入りの薬液を購入し、委託業者により設備に注入しています。

1回それぞれというのとは分からないのですが、令和4年度の年間実績として、次亜塩素を2,110リットル購入し、購入費用につきましては19万3,000円を支払っております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

半島側4か所ではタンクローリー車で搬入するということですが、1回のタンクローリーに入れる量というのとは、4トン車なんではないか。それと、そのときに職員は立ち会うんですか。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

次亜塩素のタンクローリーの大きさにつきましては、2トン車によって搬入をしております。あとは、職員の立会も行っております。以上です。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

毎日検査は、半島側は水道課職員が、佐久島は委託業者が365日実施しております。篠島、日間賀島につきましては、開庁日はサービスセンター職員が、また閉庁日は水道課の当番職員が配水池にある水質計により365日実施しております。

検査項目につきましては、残留塩素の濃度、水の色度、水の濁度の3項目です。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

1つ教えていただきたいんですけど、佐久島の委託業者は佐久島に事業所を抱えている業者ですか。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

佐久島に事業所を構えているかということですが、構えてはいません。

発注の仕方として、南知多町で水質検査業務というのを発注しておるのですが、その中で人材を派遣するという意味で、佐久島の島民の方で水質検査の業務委託を請け負っていただいている方がおりますので、その方に佐久島の閉開栓業務、佐久島地区の閉開栓業務に附帯する業務の一部として水質検査を実施していただいているところであります。以上です。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

南知多町の上水道は、県営水道の知多浄水場で浄水処理された水の供給を受けており、

過去の水質検査でも検査基準を超える異常は認められておりません。

対応マニュアルについては策定しておりませんが、厚生労働省から示されております水質異常時の対応に従い、措置を講じていきます。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

今まで基準を満たさないことがないということと、それから対応マニュアルはつくっていないというふうに答弁していただきましたが、おとといの中日新聞を持ってきました。岐阜県のあるまちで、まちというか市で、発がん性があるとされる有機フッ素化合物 P F A S が検出された問題で、市民団体が血液検査をしたところ、世界保健機構が発がん性を指摘する P F O A と P F O S について、73人がアメリカの指標を上回ったとあります。このアメリカの指標を上回ったということはよく分からないんですけど、日本についてはまだ指標がないそうなんです。だから、当たり前のことなんですけど、南知多町においてもそういった検査はしていないはずなんです。

これは聞いてもしょうがない話なんですけど、ただ、最後に京都大学の准教授が、水道水を飲んで数値が高くなったと考えるしかないというふうに述べています。ですから、水道水は確かに安全かもしれんですけど、もしかしたらこれからそういう問題が発生する可能性があります。それについてなるべく早く対応していただくようお願いをして、次の質問へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問 1 - 4 につきまして答弁させていただきます。

愛知県企業庁が行う知多浄水場での浄水水質検査結果と併せて、各受水点での水質検査結果の報告を毎月受けております。以上です。

○4 番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

水道事業において、管路の法定耐用年数は、管種を問わず40年と定められています。

耐用年数である40年を超えている老朽管路は、令和5年3月末現在113.4キロメートルで、管路全体の46.6%を占めております。以上です。

○4番（片山陽市君）

1－6をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

本年度発注している岩屋配水区管路耐震化工事につきましては、耐震化が目的であり、小佐郷配水管布設替え工事については、老朽管の更新が目的であります。同時に耐震化も図っております。

管路の耐震化は全ての管路について必要と考えますので、予算の範囲内で、優先順位を決定し、計画的に耐震化を行ってまいります。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

先ほどの1－5でも答弁いただきましたけど、やはりまだ未着手の部分のかなりあるという形で、今後早急にやっていただきたいと思うんですけど、やる順番等々もこれから検討しながらやると思いますが、愛知県では毎月1回、管路点検というのをやっております。漏水だとかマンホールの異常だとか、そういったことを全線走って調査するんですけど、本町においては、管路点検というののはどのような形でやっておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

現場へ出向く管路点検というのは、それぞれの修繕工事等で現場へ出向いたときに職員によって目視は行っておりますが、特定の日いちで決まった管路点検等は行っており

ません。しかしながら、夜間流量の計測を毎日実施しておりまして、流量に変化のあった場合は、その配水区にて重点的に漏水調査を実施して老朽管路を特定するという手法を取っています。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

漏水調査のやり方をちょっと教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

業者に委託業務で発注しておりますのですが、水管橋等に流量計等を設置しまして、そこから過大な流量があるところが発見されますと、その配水区域をさらに絞っていきまして、そこであとは漏水探知機による調査を行っていくという形でやっております。以上です。

○4 番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問 1－7 につきまして答弁させていただきます。

令和 2 年度に策定した水道事業基本計画により、基幹管路耐震化工事、重要給水施設配水管路耐震化工事について、令和 3 年度から令和 12 年度までの年度別事業計画を策定しており、3 億 7,000 万円の事業費を予定しております。

計画時では、管路耐用年数の 40 年で更新した場合、令和 41 年度までで 180 億円の費用が必要であると算定しております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

180億円というとんでもない数字が出たようですが、取りあえずここ10年では3億7,000万円の予算を見込んで計画を進めているという形みたいですが、そうすると10年で3億7,000万円、1年4,000万円としても、180億円という数字にするためには400年か、かかっちゃうと。そんな悠長なことは言っておれんですけど、町の財政状況を見ながら、どうするかはこれから考えていかなきゃいけない問題だと思います。

今回、最初に壇上でも言ったんですけど、ちょっと水の信用性というのを、どうなのかなあという、最初の根本的なことをちょっとお聞きしますが、小学生が水筒を持って学校に行くんですね。僕らが子どものときは、水道水、直接水道の蛇口から飲んでいました。それが飲まなくなって、今の小学生、みんな水筒を持っていくじゃないですか。その水筒を持っていかなきゃいけなくなった理由と、その時期を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

どなたが答弁されますか。手を挙げてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

片山議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず学校の水道水につきましては、国の学校環境衛生基準に定める水道水を水源とする飲料水の水質基準に適合するように努める必要があります。具体的には、薬剤師による年1回の飲料水の水質検査や、受水槽、高架水槽について、業者による法定点検、清掃を年1回実施している状況でございます。

こうした点から、学校の水道水というのは飲むことが可能ではございます。ただ、学校の水道設備というのは水道管が長く、水道の設置場所や設置する時期、具体的には、例えば夏休みの後だとか土・日の後等については、水道管内の水道水の滞留時間が長くなったりしますので、残留塩素が減少する場合というのは出てまいります。

また、水道水に対しまして、やはり衛生面の点から、より清潔なおいしいものを求めてきたということや、温暖化による熱中症対策としまして、学校では小まめな水分補給を必要とする点から、各家庭で作った冷たいお茶などを水筒で持たせてくるようになってきたと思われまして。時期がいつからというのはちょっと不明ではございますが、そういった点から学校の水道水は飲まなくなってきたのかなと考えております。

ただ、やはりこのコロナ禍において、今言った熱中症等がありますので、学校のほうでもウォータークーラーを設置しまして、これは直圧式の水道水でありますので、安心

して飲めるといいますか、でありますので、例えば水筒水のお茶がなくなった後に飲んだりとか、体育ですとか部活の後に飲んだりということでこのウォータークーラーを活用しているという状況でございます。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

学校の水も安全だということが確認できたのでほっとしておりますが、先ほどもちょっと言った例の発がん性物質の話ですけど、これは南知多町内の話じゃなくて、結局水源地の話になってくるので、水源地の近くに土壤汚染されたところがあって、そこから染み出た何かが混ざってくるとそういった発がん性物質が来るということになりますので、水道の水はとにかく絶対に安全だと、安心して飲めるといえることは言えないということをお聞きしましたので、これからは水道課の職員の皆さんは毎日きっちり点検していただいて、安全で安心な水を供給していただけるようお願いしまして、次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問 2-1 につきまして答弁させていただきます。

南知多町が管理するため池は77か所です。77か所のため池のうち、決壊により周辺地域の人家や道路などの公共施設に被害を及ぼすおそれのある30か所のため池については、県が防災重点農業用ため池と位置づけ、優先して耐震対策を実施することとなっております。

現在、27か所のため池については耐震調査を完了しております。残りの50か所のため池については、耐震対策の必要性を判断するために、今後、順次耐震調査を実施する考えです。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

あと50か所残っておるといふ、今の話でしたけど、耐震調査といふのは時間がかかるものかどうかちょっと分かんないんですが、どのような調査をするのか。そして、調査項目といふのはどんな項目があるのかといふことをちょっと御説明願います。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

耐震調査でございますが、こちらはため池の主要な機能として、池の堤である堤体や洪水吐、あるいは取水放流施設などの施設ごとに調査を実施しております。例えばため池の堤体の部分でございますが、こちらにつきましては、ボーリングによる地質調査であったり、土質試験を実施して、構造計算によりまして安全度を判定しているといふところでございます。

また、洪水吐や取水放流施設などの施設につきましては、現場の状況などを確認しまして、地震により堤体に亀裂が入るなどの影響があった場合、池の水を速やかに一定の水位まで下げることができるような施設であるかどうかといふところを耐震の性能として判定しているといふところでございます。以上です。

○4番（片山陽市君）

じゃあ、次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

防災重点農業用ため池である内海、西池田池をはじめとしたため池の耐震化工事につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ平成27年に改正されたため池整備の設計指針に基づき実施しております。この指針については、本町が実施するランクのため池の耐震基準では、レベル1地震動に対して池の堤などの施設が健全性を損なわないよう設計することとしております。

レベル1地震動とは、80年の施設供用期間内に一、二度発生する確率の地震動で、その地震加速度からおおむね震度5強程度と考えられています。したがって、西池田池の耐震工事が完了すると、震度5強程度の地震にも耐えることができるようになると思定されています。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

レベル1とかよく分からない数字が出てきたんですけど、震度5強でそもそも大丈夫かどうかというのちょっと気にはなるところですけど、県が基準とするレベル1、この上にレベル2とかレベル3とかそういったのはあるんですか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

地震動レベル1だとかレベル2だとかという言葉でございますけれども、レベル1、レベル2がございます。レベル1につきましては、先ほど部長のほうから答弁がございました、おおむね80年、供用期間内に起こり得る、そういった規模の震源の加速度でございますが、地震加速度を想定しておるところでございます。

レベル2につきましては、例えば東日本大震災のように、供用期間を超えてかなりの年数、起こり得る最大の地震を想定したようなレベルを想定していると、そういった加速度を想定しているということでございます。

お分かりいただいたでしょうか。以上です。

○4番（片山陽市君）

いいです。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

さきに御説明いたしました調査の完了した27か所のため池のうち、耐震対策が必要なため池は21か所であり、既に2か所のため池については耐震化工事が完了しております。そのほかに、現在実施中の3か所のため池を含め、9か所のため池が令和12年度までに耐震化工事に着手する計画となっております。したがって、計画どおりに進捗した場合、令和12年度末までに、耐震対策が必要な21か所のため池のうち、合計11か所のため池に

ついて耐震化工事が着手、または完了することとなります。

今後は、対策が必要なため池について、危険度などを勘案し、優先順位づけを行い、順次計画を策定してまいります。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

完了しておる池が2つということで、77分の2というのが多いのか少ないのかちょっとよく分かりませんが、県のほうの予算の都合もありますでしょうから何とも言いようがないんですけど、とにかく地震が来ても壊れないようなため池を造らなきゃいけないということで、地域防災計画というのをちょっと見てみました。そこに地震の際のため池の対応ということで、これについては、地権者とかそういった方たち、水利権のある方たちに連絡を取りながら、池の水位を下げますよと。何か東海地震注意報というのが出るのかもしれませんが、そういったときに池の水位を下げますと。下げてしまえば壊れるおそれがないのかあるのかちょっと分からないんですけど、とにかく民家が近くにあるようなため池も中にはあるのかと思いますので、優先順位を県のほうに委ねるんじゃなく、町のほうからここをとにかく早くやってくれという池を順番に言っていく必要があるんじゃないかなあと思いました。

以上で、次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるように、旧ごみ焼却場及び旧最終処分場の跡地利用計画については、9月20日の内海地区区長会において、知多南部衛生組合より計画案を説明させていただいております。

まず、内海地区区長会に説明させていただきました経緯につきましては、旧ごみ焼却場の跡地利用について、昭和61年当時、知多南部衛生組合が内海地区より旧中苔廻間最終処分場の建設同意をいただく際に内海地区区長会会長より移転後の跡地利用についての申出を受け、回答をしております。その回答の中で、移転後の跡地利用については、

地域の意向を尊重し、努力いたしますと回答しております。

また、旧最終処分場の跡地利用については、平成12年6月以降、知多南部衛生組合が現在の口苔廻間最終処分場の建設同意をいただく際に、内海地区区長会会長より、現埋立処分場跡地の公園計画についての申出を受け、平成14年に回答をしております。

これらの経緯によりまして、旧ごみ焼却場及び旧最終処分場の跡地利用計画については、内海地区の意向を尊重し計画を進めていく必要があるため、内海地区区長会において説明させていただいたものであります。

次に、両町の意向も入っているかにつきましては、跡地利用を計画するに当たり、両町の副町長、厚生部長、環境課長、知多南部衛生組合事務局長、業務課長などで組織する最終処分場検討委員会において協議、検討しておりますので、両町の意向も入ったものとなっております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

両町の検討委員会はまだ続いていますか。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

引き続き続いております。

○4番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたように、旧ごみ焼却場及び旧最終処分場の跡地利用計画につきましては、最終処分場検討委員会において協議、検討しております。これまでの経緯を踏まえ、地域の意向を尊重した多目的広場、公園としての整備案とグラウンドゴルフ場の整備案の2案を作成し、9月20日の内海地区区長会において知多南部衛生組合

が説明させていただいております。その結果、現在のところ、グラウンドゴルフ場の整備案を選択していただいております。

今後も、地域の意向を尊重し、よりよい計画となるよう進めていきたいと考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

その区長会、私も傍聴させていただいて、グラウンドゴルフ場にします、どうですかというような質問だったんですけど、グラウンドゴルフ場にしますと言われるとイエスかノーしかないんですよ。駄目だという意見は一人もいなかったのが賛成したような格好になるんですけど、グラウンドゴルフ場としてしまうと、ほかの使い道、ほかに使いたいという人が使えなくなる可能性があるんで、やっぱり多目的な、多目的広場でグラウンドゴルフもできますよというような表現で今後、検討委員会で御発言いただけると、いろんな使い道ができて両町にとっていい形になるのかなど。内海の人たちだけが使うわけじゃないので、この先、管理する人、利用料金、そういったものも検討委員会で検討していくんですけど、まだ決まっていないようなことを聞いてもしようがないものですからここでは聞きませんが、その辺のことを検討委員会で、出席される方、ぜひ言ってください。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ここで片山議員に申し上げます。

先ほどの発言の中で、南知多町の水道水が危険であるかのような印象、また町民に不安を与える場合があると思いますので、その辺をもう一度発言、お願いいたします。

(4 番議員挙手)

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

南知多町の水道は、毎日検査していただいておりますので、今のところ全くもって不安も何もないわけですが、こういった形で報道が出ますと、これはネットで調べてみると日本全国いろんなところでこういうことが出てまいります。これが出ないように早

く準備をしていただきたいということをお願いしておるわけで、現在の南知多町の水道が危険であるとか、安全ではないとか、そういった言い方に取られたのならちょっと訂正させていただきますけど、とにかくこれからも安心な水を供給していただきたいということをお願い申し上げる次第です。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ありがとうございます。

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時01分 〕

〔 再開 11時10分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、8番、服部光男議員。

○8番（服部光男君）

議長の許可をいただきましたので、壇上で通告書の朗読から始めさせていただきます。

1番、鳥獣被害の現状と対策について。

昨今、人の生活圏内への野生の熊の度重なる出没による多数の死者やけが人が出る事態が発生しています。

南知多町では、熊などの大型動物による被害は出ていませんが、小動物による農作物への食害などが出ている一方で、ペットなどとのスキンシップにより生活に潤いを求めている人もいます。

今回は、人と動物の関わりについて、3つの視点で質問を組み立てていきます。

1つ目は、鳥獣被害の現状と対策について、以下の質問をする。

1番、ハクビシンなどの小動物による果樹など農業生産物に与える被害の現状はどうか。

2番、以前、他の議員より質問があったノリの養殖での食害対策として、ドローンの活用などの回答があったが、昨年の実績としての効果の実態と今後の活用予定はどうか。

3番、鳥獣の中には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法により勝手な駆除が禁止されている種類も多くあると聞く。その種類と駆除

を行う場合の申請方法を教えてほしい。

4番、駆除には専門知識のある業者の利用が効率的であり、駆除後の里帰りを防ぐ方法なども熟知していると聞く。業者を利用したときの補助体制はあるのか。

大きい2番としまして、地域猫という保護活動の導入について。

2つ目は、近所でも見かける野良猫対策について質問する。

身近な動物といえば犬と猫を思い浮かべると思うが、犬は登録が義務づけられており、野良犬は狂犬病予防法により捕獲対象となっている。一方で、野良猫は規制する法律がなく、放し飼いや飼育放棄などで野良猫になったりしています。

野良猫は繁殖力が強く、1匹の雌猫が1年に最大6匹程度の子を産むことができ、放置すると野良猫の数は急速に増えてしまいます。人の生活圏に野良猫の数が増えると、ふん尿をまき散らしたり、騒音や悪臭など地域の環境に悪影響が出てきます。これらの理由からも、野良猫を地域猫として保護することは大変重要になってきます。

そこで、以下の質問をする。

1番、野良猫を命ある動物として捉え、地域の中で猫を適正管理するために地域猫活動を近隣市町でも始めている。美浜町も、令和4年度から公益社団法人と連携して無料不妊手術事業を始めている。地域猫活動に着手していないのは近隣市町で南知多町だけである。住民の中には、実費で野良猫の避妊手術をしている方も聞く。この事業を南知多町でも始めてほしいが、対応はできないのか。

2番、野良猫を救うもう一つの方法として、里親制度がある。野良猫を保護して新しい飼い主を募集する制度ですが、保護猫と飼い主を結ぶ仲介役としての保護団体が南知多町では近くにない。半田市以南ぐらいで信頼できる団体があると、安心して野良猫を保護したり、里親としての新たな飼い主との出会いを求めることができる。近隣市町と連携してそのようなシステムができるとよいが、前向きな検討はできないか。

大きい3番としまして、高齢化社会だからこそアニマルセラピーの実現を。

3つ目として、誰でもいずれは年を取り、体の自由が利かなくなり、家族の数も減ってきたりすると、会話も減り、不安やストレスを強く感じるようになり、やがて認知機能も衰えてきます。こうした中、健康な心を取り戻すためにペットの力を借りるアニマルセラピーという療法が注目を集めています。健康寿命を延ばす意味で、ペットとの付き合いについて以下の質問をする。

1番、認知機能の向上やストレスの軽減が図れる効果が期待される療法としてのアニ

マルセラピーの導入に対して、町の認識はどのように考えているのか。

2番、家庭においても、保護猫や保護犬を引き取る、いわゆる里親になってペットと過ごすことができる環境を整えたくても、障害があり、通常では高齢者が保護猫を引き取ることができない。通常の里親制度ではなく、ペットの世話ができなくなるまでの間飼うことができるレンタルもあるそうだが、家庭でのアニマルセラピーを実現できる方法はないのか。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。明快で前向きな答弁を望みます。

なお、再質問に関しましては自席で対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1-1、1-2は私、建設経済部長から、1-3、1-4は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

令和4年度の本町での野生鳥獣による農作物の被害状況ですが、カラス、ヒヨドリ、ハクビシンによる被害報告がありました。カラスの被害が最も多く、被害面積107アール、被害金額245万3,000円でした。8月から4月にキャベツ、7月から9月にイチジクの被害が報告されています。次いで、ヒヨドリの被害で、被害面積23アール、被害金額61万5,000円でした。これは、1月から4月にキャベツの被害が報告されています。ハクビシンによる被害は、被害面積7アール、被害金額9万1,000円で、5月から6月にスイートコーンの被害が報告されています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

農業被害についての被害額というのはどこの調査で出てきていますでしょうか。また、参考までに、漁業被害についてもどのような調査をしているのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

農業被害につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づきまして、被害状況を J A 等の連携により農家からの報告をいただいております。

また、漁業被害でございますが、ノリ被害につきましては、令和 2 年 10 月のノリ事業者意見交換会により被害状況や被害額を聞き取りしております。また、これを契機に、愛知県が県内全域のノリ事業者に対して聞き取りアンケートの調査をしております。以上です。

（ 8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

ただいまの答弁で、J A とかの連携、農家からの報告をいただいている。当然何らかのデータを基にしていると思いますが、近隣の農家さんでそこそこやっているところで、被害も当然出ているところなんです、このような調査、報告、またはアンケートなどの聞き取り自体あったんでしょうかというような確認をちょっと二、三してみました、どの方もないというような答えが多いんですが、これが全てとは言えませんし、抽出でいろんな被害状況の確認は取っていると思いますが、単にこれを獣害と片づけるのではなくて、被害を受けている農家さんたちは大変深刻な問題ですので、現実を確認する意味でも、南知多町独自で再調査なり、実態を把握するということはできますでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

御意見のとおり、多くの被害状況を把握することにより、分析や対策がより効果的なものとなると考えられますので、議員の御意見等を踏まえまして、今後の調査につきましては、愛知県、J A、農業共済など関係団体と連携を図りながら、正確な情報収集に努めてまいりたいと思います。以上です。

（ 8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

ぜひ前向きに取り組んでいただいて、やはりデータベース、現実がどうなっているかということで今後の対策もまた違ってくると思いますので、ぜひそういうふうにも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

町における昨年度のノリ食害対策の実績としましては、防除網の導入費支援として、大井漁協へ網110枚分、補助金44万円、師崎漁協へ網50枚分、補助金16万1,000円、篠島漁協へ網90枚分、補助金39万8,000円を、またカモ等の有害鳥獣の駆除及び追い払い実施のための事業支援として、豊浜漁協へ補助金10万円、大井漁協へ補助金5万1,000円を支出しました。

その効果として、はっきりとした数値は算出できませんが、令和4年度では収穫量も例年並みに戻り、さらには単価高騰の影響もあり、ノリ養殖事業者の経営も改善されたと聞いております。

また、愛知県では、ノリ食害対策の一環として、年明けから本町豊浜地区にある水産試験場漁業生産研究所により県内初となる鳥防除対策技術開発に係る実証実験を行う予定です。この試験は、豊浜漁協管内のノリ浮き流し養殖場において、音響装置を搭載したドローンを一定時間定期的に自動飛行させ、カモの反応を観察し、ドローンが飛び去ってからカモが漁場へ戻ってくるまでの時間などを記録することで、効果的なドローンの運用を検討するものです。現在、計画段階であり、今後、試験内容については変更する場合もあると聞いております。

町としましては、こういった効率的な食害対策手法が確立されることで、さらなる被害の軽減及びノリの生産性向上につながっていくものと考えます。

また、今年度も引き続き、食害対策として、防除網の導入支援やカモ等の有害鳥獣の駆除、追い払いを実施するための事業費支援を行ってまいります。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ただいまの報告と答弁で、ノリの食害対策について、各漁協への防除網などの補助がいただけるのは大変ありがたいと思っております。また、年明けからの新規事業といたしますか、ドローンを使ったカモ対策も大変期待ができそうで、期待しております。

そして、その中で、いただいた資料で、カモ等の有害鳥獣の駆除及び追い払いとして、豊浜漁港へ補助金10万円、大井漁港へ補助金5万1,000円というのなんですけど、これの具体的な中身というか、どんな方法があるのか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま豊浜漁協と大井漁協の10万と5万1,000円の補助金につきましてでございますが、カモ等の対策事業につきましては、養殖場においてカモが飛来しましてノリの芽を摂食するため、捕獲、許可を取った上でございますが、船に乗船をしまして、猟銃によりましてカモの駆除や追い払い、または脅しをかけまして対策を行っている事業でございます。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

防除網等のいろんな対策、対応を併用することで、猟銃で脅しとかといっても恒常的に使えるかどうかというのはまた問題もありまして、ほかにもないかなあと私もいろいろ調べてみたんですが、カモの対策で調べていると、今回豊浜でやるドローンとは別の取組として、光で追い払う、いろんな光で脅すというような形で、こういった実験を佐賀県とか隣の美浜町で実験を行っているというのを見つけました。この実験には、例えば南知多町は応募しなかったのか。また、応募はできなかったんですが、ほかの地域での効果などの資料というのはいくらももらえるようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの光で追い払うという実験なのでございますが、佐賀県や美浜町での実証実験につきましては、国の官民共創事業、オープンイノベーションチャレンジ2021に愛知県が申し込みまして採択されました。その実験場所の選定につきましては、県は当時、知多半島の南部地区よりも北部地区がカモの被害が多かったため、美浜町上野間地区におきまして実証実験の場所を選定いたしております。

この光を用いた実証実験につきましては、佐賀県は効果があったものの、美浜町ではあまり効果がなかった模様でございます。ですが、この実証実験の効果と検証により、今後、県と連携を図りながら、ノリの食害対策に役立てることができればと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

このノリの食害については、以前も吉原議員が質問されておられましたが、去年はノリもいろんな条件が整って、大変たくさん取れて、値段も大変よかった。そういった中で、鳥とか魚がノリをついばむというのは、何かお金を食われておるような感じが、大変切実な感じがしますので、愛知県ばかりでなく、全国でいろんな活動、検証しているものも取り入れながら対策に取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣等については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲等が禁止されております。ただし、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等を生じている場合などにおいて、環境大臣または都道府県知事の許可を受けて鳥獣の捕獲等を行うことが認められております。都道府県知事が許可するものの一部が市町村に権限移譲されており、その鳥獣の種類につきましては、ヒドリガモ、スズメ、ムクドリ、キツネ、ハクビシン、ヌートリアなどの狩猟鳥獣46種があります。それに加え、愛知県の第13次鳥獣保護管理事業計画に記載

されているトビ、カワラバト、ニホンザルなど11種が権限移譲されており、市町村に権限許可が事務移譲されている鳥獣は、合わせて57種になります。また、市町村に権限移譲されている57種以外にも、愛知県により許可されるものもあります。

駆除を行う場合の申請方法につきましては、市町村に許可権限が移譲されている57種につきましては、捕獲等をしようとする鳥獣の種類、捕獲等の目的、捕獲等の方法などを記載した鳥獣捕獲等許可申請書を環境課へ提出していただくこととなります。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

一般質問の冒頭でも述べましたが、この地域は、大型の熊とかイノシシ、それから鹿、そういったものはあまりないというか、ほとんどいないですが、小動物、また鳥などでも、スズメとかは本当に指定されているのかということも案外分からずに駆除に走っている方も多いかと思いますので、万が一のことに備えまして、鳥獣の種類など、分かりやすい告知をまたお願いしたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

有害鳥獣の捕獲については、御自身で行う場合につきましてはおりの貸出しを行っておりますが、御自身で行うことが難しい場合などは専門業者を紹介しております。

専門業者を利用する場合の費用は全額自己負担であり、補助などは行っておりません。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

前問などでもノリの食害などいろいろ聞いておりますし、また対応も聞いております

が、農業生産者の一人で私のところへ相談に来たブドウ生産者の方は、生産単価が高いということでブドウを選んで一生懸命育てて出荷をしているんですが、ブドウを大切に育てて、もうそろそろ出荷だなといっためどがついた頃、やはりその香りを嗅ぎつけて、一晩である畑が壊滅状態になるようなときもあったそうです。網を張って、捕獲器を自前で準備していろいろ対応しているそうですが、小さな穴でも潜り込まれるとか、被害は一向に減らないそうです。また、被害を受ける作物も、時期によりいろいろな野菜や果物もあります。ほかの地区の駆除例などの指導とか、また先ほどの聞いてまいりました漁業者への対応同様、農業生産者への愛知県などへのそういった対策とか補助というのがないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

食害の対策についてでございますが、本町につきましては、以前は鳥獣害防止対策としまして令和元年度まで猟銃により駆除を行っておりましたが、限定的であったため、令和3年度にカラスが嫌がる音を発生するカラス撃退器を購入いたしまして、希望者に貸出しを行っております。

愛知県には補助金等というのは現在ございませんが、今後とも農家の収入を守るためには、国の補助事業である鳥獣害防止対策交付金などの活用を検討するとともに、愛知県や関係機関と連携を図りながら、ほかの地域での取組や技術等の情報収集を図り、効果的な対策ができるように検討してまいります。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

カラスにしてもハクビシンにしても、人と動物が知恵比べをしているようなものがあります。昔はかかしで済んでいたようなものでございますが、捕獲も対策の一つの方法ではありますが、もう一つは、やはりここから追い払う、撃退するという方法もあると思います。監視カメラ、また今でいえば侵入センサーなどの電子機器を使ったり、光や超音波などで嫌がらせをする対策もありそうな感じなんです、そのような先進事例を使った事例があれば、手を挙げてもらう、被害が多い農家さんを抽出して、愛知県などで

のこういった農業関係での実証実験に推奨してもらえないということはありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

捕獲以外には、侵入防止柵などの物理的な対策もあります。近年では、カメラつきの鳥獣撃退装置などの事例もありますが、この装置につきましては、カメラで鳥獣の動きを検知し、発光、発音、電気ショックなどの刺激を与えることで鳥獣を追い払います。実験では、特に電気ショックは確実な痛みを伴うものでありまして、群れや集団に共有されることで一定の範囲内の警戒心を抱かせ、侵入防止対策効果が得られる可能性があるとの結果となっております。

次に、実証実験の推奨でございますが、被害が多い農場で実験をすることは有益な取組であると思っておりますので、愛知県と連携を深め、実証実験の実現に向けて取り組んでまいります。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。

近年、山とか畑にしましても、遊休農地、そしてまた空き家の増加により、そういった鳥獣のすみやすい場所も増えております。気候変動も加わり、農家での鳥獣被害が多く聞かれております。海に至っても、海水温の上昇、栄養不足、また海の生態系にも大きな影響が出てきております。生産者にしましても、せっかくの収穫の時期を迎えても、鳥獣による被害が多発、長期化すれば、やはり労働意欲、生産意欲にも影響することで、南知多町の産業にも大きく影響してくると思っております。

今後も、愛知県、国とも連携を取って、海、山、豊かな収穫を迎えられるようお願いしたいと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問 2-1 につきまして答弁させていただきます。

地域猫活動とは、所有者のいない猫に不妊・去勢手術を行い、その後、猫の命が絶えるまで餌やりやふんの始末などの世話を地域で行うことで、不幸な猫の姿を徐々に減らしていき、地域における野良猫によるトラブルの減少につなげるものであります。地域住民の方や行政との連携・協力の下、役割を決め取り組んでいくことが重要とされており、議員のおっしゃる無料不妊手術事業も住民と行政の協働の一つであります。

無料不妊手術事業は、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に対し、行政が協働者として登録を行うことで、登録病院にて無料で不妊手術などを受けるチケットの申請が可能になるものであります。このチケットは、ボランティア団体、自治会、個人に対して再配分することができるため、現在個別で実施していただいている不妊手術等について、地域猫活動として町と連携することで、お世話していただいている方の費用負担を軽減することができます。

町もかねてから何かしらの支援策が必要であると考えておりましたので、地域猫活動の一環として、まずはこのさくらねこ無料不妊手術事業への登録を進めていきたいと考えております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

この答弁を待っておりました。恐らくこの答えを待っている人がこの地域にも大変多くお見えになると思います。待ち望んでいましたこの事業、来年度早々にも実現していただきたいと思っております。

しかし、このさくらねこ無料不妊手術事業についてなんですが、結局チケットをもらって対応する動物病院に行くわけですが、指定されている病院の一番近い病院が、現在、西尾市になっております。南知多町には残念ながら動物病院がありませんが、近隣市町、町境の美浜町へ行けばすぐありますし、武豊町にも動物病院がありますが、できればその近くで処置をしていただく病院が登録をしていただければ、この事業も多分成り立つんじゃないかと思いますが、その病院に対して何かそういうような登録を促してもらえりような活動はお願いできないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

このさくらねこ不妊手術事業についての協力病院は、現在、全国で195か所、県内で9か所あります。

この事業要綱によりますと、この事業に賛同し、基金の審査を経た者が協力病院となることができます。美浜町、武豊町の動物病院におきましても、この事業に賛同し、基金の審査を得た場合、協力病院となることはできますが、今その協力病院になっていない理由として考えられますのは、費用面の問題があると考えております。基金から指定獣医師に支払われる費用は、通常動物病院で行っております手術費用と比べまして大きな隔たりがあると考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

まずはこの事業に南知多町が参加できそうだというのが大変大きな意義でありまして、多分その先の問題ということで、今後またいろんなところで協力をいただきたいと思いますが、南知多町がこの事業に参加すると、知多半島南部でといいますか、多分ほとんどの市町がこの事業のお世話になることになると思います。近隣では、この武豊町、美浜町、南知多町、各町民も同じような思い、西尾市まで走らなければならないのかというのは同じような思いを持っていると思います。まだ事業が始まっていないので早計かもしれませんが、今後、我が町の準備ができ次第、来年度、多分やれるとしまして、この事業の告知を広報などで大々的に告知して知ってもらおうということと、例えば費用の面の差額を払ってでも近隣の動物病院で処置ができるように、南知多町だけではなく、この3町合同、広域のような形で体制を取ってもらおうということは難しいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

まず、住民への周知につきましては、町広報、町公式ホームページなどで行っていきたいと考えております。

費用面の差額の支払いにつきましては、このさくらねこ不妊手術事業を行う場合は、

何人からも物品や金銭を受け取ることができないということになっておりますので、町が費用面での差額を支払うことは難しいと考えています。しかしながら、今後、近隣2町と情報交換を行いながら対策を検討していきたいと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

やはりせっかくこの事業に、例えばこの南知多町民でも賛同して協力してくれる方がお見えになって、ただ一つ、病院までの距離が遠いということでちょっと二の足を踏むようなことになると大変もったいないなというような思いがして今このような質問をしているわけですが、まずはこの事業が始まらないことには南知多町も何ともなりませんので、進んだ暁にはということで、体制を整えて、南知多町独自ではなく、今言った知多半島全体でそんなのような地域猫、そういった取り組むための手段としての不妊手術、近くで便利にできるような体制を整えるように、また官民一体になって協力していただきたいと思えます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

現状では、近隣において野良猫を保護する団体が確認できていないことから、住民から保護猫及び里親募集について問合せがあった際は、里親探しや迷い猫の保護活動等を行っております半田市の愛知県動物愛護センター知多支所を紹介しております。

また、町内の方がウェブサイトの掲示板を活用して里親探しがされていることも認識しております。こういった情報の周知を行いながら、今後、近隣において信頼できる保護団体等の情報を得た際には、その市町との連携、町民への情報提供や周知等の支援・協力を実施していきたいと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

武豊町で例えますと、美浜町もちょっとないんですが、武豊町さくらねこの会という団体が保護猫や里親についての活動をされております。先日も代表の方に電話を入れてまして、南知多町もさくらねこの無料不妊手術事業に仲間入りできるよう、今度の議会でお願するんですよと言ったら、大変喜んで、やはり一つのまち、一つの小さな地域でなく、全体で取り組んでいくことで大きな波になっていくということで、大変喜んでいただいて、南知多町のそういった方たちがお願いをされても快く一緒になって動けるよというようになっておりますが、この地域でもそういった保護団体ができてくると本格的な活動ができるわけですが、そのようなことに対しての応援体制というのを、町でもやっていただけるかどうかというのを、これはお願いなんですけど、どうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

地域猫活動につきましては、地域に受け入れる世話人となる愛護団体の協力及び活動についての地域住民全体の理解と行政とが協働して行うことが重要とされております。したがって、今後そういう団体が町内でできた場合には、動物愛護センターなどと連携を取りながら、できる限りの協力はさせていただきたいと考えております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

お願いばかりであれなんですけど、やはり地域で動物を愛する団体、ちょっと嫌だなという方たちでも何とかそれを容認できる、そういった形をつくる、社会をつくっていくのが大変大事だと思っております。

このさくらねこ事業で治療を受けますと、耳に目印でチョコキンと桜の形のカットを入れられるということで、町なかで見る猫もそういったマークが入っていれば、地域で飼っている、安心して触ってもというか、不妊処理した猫だよというのが分かるような形で、地域全体が進んでいけるかと思っております。役場ばかりでなく、地域の方たちがそういった理解を示していくしかないと思っておりますが、そういった世界が来ればと

思っており期待しております。

次の質問をよろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

アニマルセラピーは、動物と遊んだり、コミュニケーションを取ったりすることで、ストレスの軽減、コミュニケーションの促進、認知機能の向上など、認知症の予防や改善に効果が期待されております。しかし、アニマルセラピーを導入することについては、現段階では医療行為として正式に認可されていないため、効果や課題を十分研究し、検討する必要があると考えております。以上です。

○8番（服部光男君）

次行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

家庭でアニマルセラピーを実現できる方法としては、アニマルセラピーを事業として展開しているNPO法人や民間事業者で、セラピストが動物を連れて個人宅に訪問し、サービスを提供する方法があります。

また、保護猫や保護犬の通常の里親制度は、高齢者のみの世帯に対しては後見人が必要など、条件が厳しくなっていることが多いため、家族を含めた協力をいただける体制をつくっていただくことが必要となります。

レンタルについては、全国的に実施している団体もありますが、いずれも必要に応じて個々で検討していただく必要があると考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

この大きな3番、アニマルセラピーというのは、動物、例えばペットとの、人との付

き合いの中で行き着く方法だなと思って質問を取り入れてまいりましたし、いろいろ調べてまいりましたが、やはりまだまだちょっと難しい段階かなというのも直面しまして、追加質問をすることができませんでした。

全体の見解を述べさせていただきますが、このアニマルセラピーという言葉自体は日本で生まれた造語だそうです。分かりやすい効果といいますか、皆さんが想像できることとしまして、認知症やちょっと鬱の方でも、家族や他人に何か言われて下を向いている方でも、動物を触ったり猫を抱いてゴロゴロとされると本当に笑顔に戻るそうです。そういったことで、この猫のゴロゴロというのも何か周波数がどうのこうのというのも書いてありましたが、ストレスを軽減して幸福感を人に与えてくれるそうです。

また、医療面でも、これはネットで調べただけですので信頼度がちょっとあれですが、動物と接することで得られる効果の調査で、メルボルン大学で調べた数値なんですけど、通院回数が例えば15%から20%も減ることができて、これを医療費換算すると、ドイツで7,500億円、またオーストラリアでは3,000億円などの医療費削減効果が見込めるそうです。そして、元気で暮らせるといった健康寿命、自分の力で生きていく、そういった寿命が延びていくという効果もあるそうです。日本でも北海大學が試算したところ、1,350億円以上の医療費削減効果もあったそうです。

そういったところで、日本はということなんですけど、ただ、日本では、このセラピーという世界では一部分に限るということで、後進国と言われております。というのも、セラピスト、その介在するセラピストの資格、またそういった各種の法整備も今からだそうで、それを利用する施設というのも、私立で理事長さんにそういった思いがあるところとか、そういうところは当然利用しておりますが、まだまだ全体では少ないそうでございます。

そして、何よりも、そこで人間の都合として、今、セラピーで動物を、愛玩動物、ペットとなるような犬や猫を使うわけですが、犬や猫にも、やはり人と接する、望んでいない接触も当然あるでしょうし、ストレスとかいろんなことで寿命とか健康に影響を与えてしまっただけでは本末転倒というふうなこともあります。そういったことを総合的に含んだ対応ができるようになったときに、人と動物というのがお互いにやっていける、共存できる世界ができるかなあと思っております。

こういったことで、人と動物の関係ということで今回質問を組み立ててみましたが、やはり私本人としても、猫を飼ったり犬を飼ったりということで、大好きなんですけど、

この先もといいますか、この年でも何とかペットが飼えるような状況を自分で何か探していくしかないかなと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時56分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

4つの質問を今回用意しておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初は、誰もが安心して住み続けることができる南知多町にするためにということで質問させていただきます。

住民が主人公で若者、高齢者、障害者、性的マイノリティーなどの人々を安心して住み続けることができる南知多町にするために、以下の質問をいたします。

1つ目、私は2022年12月議会において、多様性を認め合う南知多町の総合計画に基づくパートナーシップ制度の導入を質問した。総務部長は、本町でも県内及び近隣市町の動向を注視し、制度導入について調査・研究していくと回答している。既に東海市、大府市、半田市などがパートナーシップ・ファミリーシップ制度を宣誓し、自治体間での連携協定も結ばれております。知多市、美浜町でも検討が進んでいると聞いております。来年度から愛知県でも導入の予定となっております。南知多町は、この制度の導入に向けてどこまで準備が進んでいるか。

2つ目、多くの市町では、地域バスを高齢者の外出支援で無料や低額にしています。高齢化率40%の南知多町の利用者には、1区間だけで400円は高いとの声を多く聞きます。今後、回数券だけでなく、例えば70歳以上の方を無料にする施策を導入することも必要ではないか。

3つ目、要介護者や高齢者のタクシー券を買物や外出支援で一定数無料で配付している市町もあります。南知多町も一定の枚数を支給し、要介護者、高齢者の外出を支えることも必要ではないか。

4つ目です。障害者の方から、同じくタクシー券であります。24枚の枚数を増やしてほしいとの声があります。家族の負担を減らし、障害者がタクシーを利用しやすくするために枚数を増やすことも必要ではないか。

5つ目、町独自の障害者手当は、物価高騰の中で僅かでも支援につながっております。しかし、現在南知多町は1,000円から4,000円であります。他町に比べて少ない状況です。阿久比町は1,400円から4,600円、武豊町は1,800円から5,800円、美浜町は1,000円から4,500円、東浦町は1,600円から5,600円です。障害者の生活支援のため、ほかの町並みに引き上げる必要があると考えておりますが、どうでしょうか。

6つ目、带状疱疹は、日本では80歳までに3人に1人はかかると言われております。他市町のように本人負担を軽減するために带状疱疹ワクチン接種の希望者に町として助成する考えはないか。

2番、次世代に伝えるために南知多町の歴史民俗資料の保存・公開をと。南知多町の歴史民俗資料の保存・公開について、2022年6月議会や今年の9月議会で質問してきました。山海ふれあい会館にある資料の公開と戦争遺跡の保存・公開について、再度質問いたします。

1つ目、歴史民俗資料は、町民が過去を知り未来を見通すための直接的な教材であります。保存だけでなく、公開してこそ意味があります。公共施設再配置計画住民説明会でも質問しましたが、もし山海ふれあい会館を売却する計画ならば、6,731点の歴史民俗資料等は大切に保存し、全面公開にすべきであります。いつ、どこで、どのようにして公開される計画か。

2つ目、愛知県が戦争遺跡の調査、保存を計画しております。戦争遺跡の再調査をするとともに、まず県・市に登録されている大井、回天の特攻基地の跡ですね。片名、震洋のこれも特攻基地の跡です。山海、これは軍人像の名古屋から移設された跡であります。それから内海、これは宝積院の梵鐘を供出したので、そこに土鈴を張ったということで、これも県の戦争遺跡に登録されております。この戦争遺跡の説明看板を設置することが必要ではないか。

3番です。住民本位の第9期介護保険計画にするためにということで、第9期介護保

険計画、2024年から26年ですが、のために運営協議会の審議も始まっております。町は介護保険料について、第8期の3年間の基金はできるだけ9期の計画に投入するとの立場を表明しております。保険料の引下げの工夫も含め、今後の介護計画の在り方について質問いたします。

1つ目、今後の介護保険料の段階設定は、現在12段階設定であります。12段階設定ではなく、国も提案しているように高額者は13段階以上の応能負担を設定とし、非課税世帯の第1段階から3段階の課税比率を下げる必要があるのではないか。

2つ目、第8期介護保険料策定時の2020年度の第7期基金は1億9,400万円です。今回の第9期介護保険料策定のための2023年度末の基金は、およそ2億4,470万円ほどになるとしております。第8期策定時は、基金を1億2,030万円繰り入れております。この5年間のデータでは、毎年の基金利用額と基金積上げ額は、基本的にほとんど変わっておりません。第9期の基金を2億円ぐらい投入し、保険料の引下げを目指し、少なくとも引上げをしないようにするべきではないか。

3つ目、特別養護老人ホームの要介護3以上の待機者が139人。先日、課長さんにお聞きしたら76人だそうです。自宅介護をせざるを得ない状況が続いております。要介護1、2の方の中にも、希望する待機者がいると思われ。特例入所を周知するためにも施設任せではなく、行政としてサポートするために施設からの情報を定期的に得て、武豊町のように要介護1、2の特例入所待機者を把握する必要があるのではないか。

最後4番です。次世代の担い手を育む子育て・教育環境づくりで質問いたします。

子育て・教育環境の充実に向けて、以下質問します。

1つ目、南知多町として子ども家庭センターを設置する方向であるが、どこに設置し、どのような具体的な支援内容を準備しようとしているか。また、専門的な人員配置として常勤は何人を設定し、特に統括支援員は新たな採用を考えているか。

2つ目、令和10年度に向けて働きやすく学びやすい南知多中学校新校舎建設の基本構想に向けて提案し、質問します。

新校舎での1学級の子どもの数は35人学級でなく、現在今40人学級であります。コロナ禍での学校教育条件として証明された学びやすく、教えやすい30人以下学級として構想することが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上での質問は終わります。再質問は、自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問1-1は私、総務部長から、1-2から1-6は、厚生部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1について答弁をさせていただきます。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の近隣市町の動向につきましては、照会などを通じて適時把握しているところでございます。また、名古屋市が中心となって構成するパートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携連絡協議会へ参加し、情報収集を行っております。

愛知県の動向につきましては、愛知県人権施策推進審議会にて協議が行われており、9月に開催された第2回審議会では、制度設計に係る骨子案についての意見聴取が行われております。12月の第3回審議会では、要綱案についての意見聴取を予定しており、令和6年1月にパブリックコメントの実施、3月に第4回審議会を経て、令和6年4月の運用開始予定としております。

知多半島内で既にパートナーシップ制度を導入した東海市、令和5年4月開始、大府市、令和5年7月開始、半田市、令和5年4月開始及び知多市、令和5年10月開始においては、10月末日時点で申請件数が東海市3件、大府市ゼロ件、半田市1件、知多市ゼロ件となっております。

本町におきましては、愛知県の制度ができ次第、利用可能な行政サービスの整合性を調整し、できるだけ早い時期に制度導入に進みたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、質問いたします。

現在、できるだけ早い時期に制度導入をしたいという、そういう積極的な回答でありました。

ほかの自治体を調べてみますと、大府市、半田市、知多市、東浦町、武豊町、美浜町、東海市と、ここの自治体では、既に制度導入の予定がされているようです。あと残るの

は、阿久比町、南知多町、常滑市だけというような状況になってきております。今、県の動向を見て県の制度ができ次第という、そういうことを言われましたけれど、そうではなくて、やはり南知多町も4月からスタートするという準備をすることはできないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

先ほど部長がお答えしましたように、これから12月に県は第3回の人権施策推進審議会、これを開催するというところです。その中において、県の要綱ですとか、県が提供できる行政サービス、これを示してくれるということになっております。それを見た上で、本町におきましても本町が提供できるサービスを調整していくという形になりますので、もし間に合えば4月からということも考えられますが、それがちょっと検討が長引いたりすると6年度の年度の途中ということになってしまうこともあろうかと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

パートナーシップ制度については、ありがとうございます。ぜひ積極的な企画立案のほうをお願いしたいと思います。

やはりこれは単独で南知多町だけでやっておっても、これはうまくいきません。どこの市町も連携協定というのを結びまして、今だと半田市、東海市、大府市が連携自治体、今約18自治体ですか。それが県内でどこに行ってもいいよと。特に知多半島で全体でやはりどこへ動いてもいいと。南知多町から武豊町に行く方も見えるだろうし、武豊町から逆に南知多町へ来る方も見えるので、やはりパートナーシップの連携協定はしっかり結んでいくことが必要だと私は思います。

連携協定を結ぶと何がいいかという、宣誓書を要するに返さなくていいわけですね。もう既に一旦宣誓すれば、南知多町で宣誓すれば、その宣誓は武豊町でもこれは有効であると、こういう約束になるわけでございます。なので、やはりパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度に向けて連携協定を結んでいく考えがあるということによろしい

ですね。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

先ほど議員おっしゃられましたように、予定も含めましてまだ半数近くの自治体の今後も導入予定というところで、もちろんその半島の中だけではなく、県内やっておるところを含めた、名古屋市の先ほど部長の答弁の中にもありましたように、自治体間の連携連絡協議会、こういったものも立ち上がって、その中で研究しておりますので、そういったところと情報交換をしながら連携ができればしていきたいと思っております。

○6番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問1-2、1-3は関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

高齢者施策として、高齢者の地域バス無料化や要介護者や高齢者のタクシーチケットの一定数の無料配付につきましては、財政的に厳しい状況であり、現時点では考えておりません。

しかし、要介護者及び高齢者が社会参加を続けるためには、外出の機会を増やすことが重要であると認識しております。今後は、高齢者等の移動支援につきましては、ミーナ助けあい隊や地域の助け合いで克服できる方法があるかどうか検討していく必要があると考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今2つ回答いただきましたので、まずは1-2の地域バスの関係について、質問いたします。

今南知多町の施策は、やっぱり小・中学校や大学生、高校生などの子育て支援のほう

に今回の運行バスの施策がかなりの力を割かれたと。それは評価しているわけですが、1つ私に言われたことは、厚生病院から河和駅まで行ったら400円も取られたと、これはちょっと高いんじゃないかという、こういう声がありました。その方は病院に行かれて、高齢の方なんですけど、やはり何らかの高齢者に対する配慮も、この地域バスの無料化に向けて要るんじゃないかというふうに思うんですね。そういう点では、今なかなか現状は難しいと、そういうふうな回答でありますけれど、やはり今後は、高齢者向けの施策も必要であるというふうに私は考えているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

ただいまの地域バスの高齢者施策に関して、無料化については厳しいというところがありますが、今現在、具体的な高齢者施策については、今年度高齢者福祉計画等をつくっている最中でございます。その中で、高齢者の足というか、移動支援に関して特化したニーズは、全て把握はしておりません。しかしながら、今後は高齢者サロン、または老人クラブ、高齢者見守り事業、地域支合い推進協議会、生活支援コーディネーター等の様々な関係機関と協力し、高齢者の生活支援、移動支援としてのニーズを把握していくことを考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

武豊町では、65歳以上の免許自主返納者については、これは無料でございます。それから70歳以上で申請してパスカードをもらえば、これも無料になっております。美浜町は、当然行ってきバスですから、これは無料です。なので、やはり高齢者向けのぜひ施策を今後も引き続き考えていただきたいと思います。

次に1-3の要介護、高齢者タクシー券の買物の件について質問いたします。

これは、タクシー券の要介護者及び高齢者のタクシー券をかなり発行している市町が多いんですね。例えば、美浜町では、73歳以上で免許を持っていない高齢者、この方に対して12枚のタクシー券を出しております。それから、阿久比町でも70歳以上でタクシ

一支援をしています。枚数はちょっと確認できておりませんが。それから、東浦町は、これは逆に高齢者は対象外でありますけど、要介護3以上の方にタクシー券を出していると。なので、それぞれ介護が必要な方、それから高齢者の方にも、外に出るようなことができるような施策を、先ほど坂本課長言われましたけれど、町として、やっぱり公的な支援としてやっていくことは今後必要じゃないかと私は思っているんですが、そこから辺の見解をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

先ほど答弁したとおりでございます。タクシーチケットの無料配付というところで、各市町がやっているという状況ですが、本町についてのできない理由については、財政的に厳しいというところがございます。しかしながら、議員のおっしゃることも理解できますので、先ほど申し上げたとおり、地域バスまたはタクシーチケットの無料、両方につきまして地域のニーズを把握して検討していきたいと考えております。以上です。

○6番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問1-4につきまして答弁させていただきます。

障害者タクシー料金助成金は、重度の障害をお持ちの方がタクシーを利用する場合の初乗り運賃分を助成する制度で、年間1人当たり助成券24枚を交付しております。交付対象者の要件は、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1、2級の障害者手帳を所持されている方であります。

令和4年度の実績といたしましては、申請により106名の方に助成券を交付し、そのうち使用者は44名であります。使用者1人当たりの平均使用枚数は約12枚であり、郡内5町の交付状況を見ましても、本町を含む4町が交付枚数の上限を24枚としていることから、助成券の枚数を増やすことは考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

この障害者のタクシー券についても、費用がかかる大変なことであります。確かに、そこら辺の財政的な事情だとか、そういうことはよく分かりますけれど、やはり家族にどうしても負担をかけざるを得ないという方も私が知っている方の中にいるわけですね。リフト付きのタクシーを雇って、そしてどうしても病院のほうに行くんだと、こういうような方が見えます。なので、24枚のタクシーを増やすことがちょっと難しいということならば、障害者がタクシーを利用しやすくするための情報、それは町としては伝達することはできますね。

○議長（鈴木浩二君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（田中直之君）

リフト付きのタクシー等、こういったことも使えるような情報発信ということですが、こちらにつきましては、本町と契約している指定タクシーの事業者が県内に12事業者ございます。そのうち、福祉タクシー、介護タクシーが9事業者ございます。もしこういった問合せがあれば、こういった事業者のほうを紹介させていただきます。以上です。

○6番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

町独自の障害者手当制度は、町内に住所を有する在宅障害者の方に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的として実施しております。この制度については、平成5年度に支給を開始し、平成25年度には、身体障害者手帳5級及び6級の軽度の方にも支給するなど、支給対象者の拡大を図りながら支給を継続してまいりました。

障害者福祉を取り巻く環境は、平成24年度以降、障害者総合支援法等により障害福祉サービスの充実が図られてきました。さらに、近年では障害特性等を踏まえた質の高い

個別的な支援に需要がある状況において、障害福祉サービスに係る扶助費は大きく増加しております。

障害者手当は、障害のある方の生活の維持、安定に寄与するものではございますが、財政的に厳しい状況の中でも継続して維持していくことが重要と考え、増額については考えておりません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

これもお金が要ることでございます。なかなかそういう施策をすぐにやりますというようなことは、なかなか言いにくいというふうに思います。それは分かります。

しかし、他市町と比べたときに、南知多町の施策はちょっとどうかと思います。1,035名にこの手当を出されているようでございますが、例えば美浜町と比べたときに、最初の5、6級のところで、これ1,000円です。これは同じなんですね。しかし、その次のところ。障害者4級、それから知的障害のC判定、精神障害の3級、これは南知多町1,500円ですが、美浜町は1,700円です。それから、次の段階の3級、B判定、2級、この段階を南知多町は3,000円ですが、美浜町は3,600円です。それから一番重度の障害を持ってみえる方、この方は南知多町では4,000円、美浜町では4,500円です。各段階の割合がちょっと遅れているんじゃないかなと思うんですね。そういう点で、個別の見直しをしていくことが必要ではないかというふうに私考えておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（田中直之君）

厚生部長の答弁にもございましたが、本町の財政状況は大変厳しい状況にあります。こうした財政状況の中、今後さらに障害福祉サービスに係る介護給付費等は増額が見込まれております。障害福祉手当の金額等の見直しにつきましては、今年度中に策定予定の緊急財政改善計画などを踏まえ、障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図りながら今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今後、国のほうがますますいろんな介護だとか、障害だとか、そういう手当などを切ってくるという、そんなような計画も今されてきております。やはり守るべきは人であり、ます。ぜひとも南知多町が一番弱い人の立場に立ってその施策を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

令和5年11月現在、日本全国で带状疱疹ワクチン接種の助成を導入している自治体は326自治体、18.7%あります。助成の対象者や金額は自治体によって異なっております。

带状疱疹ワクチンの接種は、予防効果が期待できる有効な手段の一つです。しかし、接種費用が高額であり、経済的な負担が大きいことも課題の一つです。町としても本人負担を軽減し、より多くの住民の皆さんに接種機会を提供できるよう、助成の対象者や金額、予算の確保や運用方法など慎重に検討した上での判断となり、現時点では考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

現時点では考えていないということが回答でございます。これは、やはり現在南知多町のいろいろな高齢者の健康について、積極的な施策を打つ責任が行政側にはあると思います。

私、ちょっと調べてみましたところ、今この6月議会、そして12月議会、これを経て東海市、大府市、知多市、それから武豊町もこの前新聞に載りましたよね。そして、美浜町も前向きに検討する。そして、東浦町でも、もう既にこれは前向きに検討するということだそうです。残りは阿久比町と半田市、そして南知多町、常滑市と、こんなよう

な状況になってきております。どこがどうだから導入するということじゃないですが、やはり高齢者の健康をしっかりと担保していくと、そういう点ではしっかりとしたその施策が必要になると思います。

とりわけ带状疱疹ワクチンは、約50歳以上の方については、ほとんど2割から3割ぐらいは発症すると。そして、3か月以上の痛みが続いて、特に一番ひどいのは带状疱疹の後の神経痛、これがずっと続くということで、半年から1年も続くという方も見えるそうでございます。非常にびりびりとした痛みをもって、実際に顔面神経麻痺や、耳の带状疱疹は耳の神経に影響があって耳鳴りだとか、難聴だとか、目まいも生じると、こういう状況でございます。やはりためらわずに受診をしていくことが本当に必要だと思うんですが、80歳までにかかる方は、3人に1人は発症するというふうに言われております。この带状疱疹により多くの方が本当につらい思いをされております。このワクチンの接種は、2種類あるんですね、生ワクチンと、不活化ワクチンです。生ワクチンは1回の接種で1万円程度、不活化ワクチンは2万円、だから2回打つと4万円かかるんです。なので、今現状ではというお話があったんですが、やはりこれは早急に再度の検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（大久保美保君）

今議員がおっしゃられたように、大変有効なワクチンであることは承知しております。ただ、この接種につきましては、個人が感染症にかかったり、重症化することを防ぐために、本人の希望と接種する医師の責任によって判断される任意予防接種となっております。

さらに、本町におきましては、50歳以上の人口が非常に61.8%と多くなっておりますので、先ほど議員の言われた約1人5万円ほどかかるワクチンですので、部長の答弁のように、より多くの住民の皆さんに接種できる機会が提供できるように検討をしていく判断でございますけれども、現時点につきましては、まだその予定ではないということでございます。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

50歳以上でワクチンを打てば97.2%の予防効果があるそうでございます。10年後も、これは約80%を超える長期予防効果があるということは言われております。带状疱疹の後の神経痛が非常につらいようです。私の身近な方でも1人見えますけれど、本当に時間がかかったというようなことを言っておりました。愛知県中で自治体キャラバンの資料を見ても60%以上の自治体が带状疱疹ワクチンの何らかの助成、これを導入しております。ぜひとも前向きに検討していただきますよう、よろしく願いいたします。次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

本町においては、現在進めている公共施設再配置計画の下で、山海ふれあい会館をはじめとする社会教育施設は、売却、統合、廃止などを検討していくこととなります。このような状況において、山海ふれあい会館の収蔵資料を適切に保管・展示する場所を確保していくことは必要であると考えております。

そのため、いつ、どこで、どのように保管・展示するかということは、現段階においては確定しておりませんが、早急にまた柔軟に検討していく必要があると考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

保管、それから公開は必要であると、こういう認識の下に今後検討を進めるということでございます。

それで、1つ、この前社会教育課の課長さんとお話ししていたことをもう一回確認したいと思います。

課長さんの考え方では、保管場所としては豊丘むくろじ会館の体育館、これを今想定しておると。展示場所としては、内田家のみそ小屋、漬物の部屋、そこが今整備されて

空いたままになっているので、特に資料館だから、内田家との古いつながりを感じながら、その資料を展示するのもいいのではないかという、そういうふうなこともおっしゃってありました。そんな方向で、まずは一案として進めていくというようなことで、その確認をしてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

ただいまの内田議員の質問に対して答弁させていただきます。

社会教育課長との話の中で、例えばというところに出てきた話でございますが、豊丘むくろじ会館につきましては、こちらについても売却をまず予定しております。ですから、先ほど申し上げましたとおり、保存先についてもまだ現状は決まっておりません。早急に検討を進めますが、現在収蔵資料が整理できていないのが現状です。資料を整理次第、必要スペースが確定した段階で保存先は決めていきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

どれくらいの資料があるんですかということをお聞きして、その資料を出していただいたら、6,700点という数で、その中には、まだ人骨の資料は記録されておりました。まだほかにもたくさんの資料がきっとあるというふうに思います。これはやはり歴史的な資料としてもう名古屋大学や南山大学の大学教授も見に来る、そういう資料でございますので、ぜひとも貴重なものとして保存し、そして公開していくと。それに対しての財政的な手当てもしていくということで、ぜひともよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

戦後80年近くが経過した現在、戦争の記憶を継承し、戦争による教訓や平和の大切さを学ぶために必要な軍事関係施設や戦闘場所の跡などの戦争遺跡については、今後開発による撤去や風化による消滅が加速することが危惧されています。

愛知県が今回行う調査は、このような状況の中、県内の戦争遺跡の現状調査を実施し、適切な保存・継承に向け対応を検討していくために行われるものです。

戦争遺跡の説明看板などを設置することは、戦争の惨禍を未来に継承する一つの方法であると認識しております。今後は、愛知県による適切な保存・継承に向けた取組を参考にしながら、土地所有者などの意向を確認した上で、説明看板などの設置を検討していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的な回答で、ぜひ南知多町にある、4つの戦争遺跡、私も県史を見てみましたが明確に記録されております。特にその戦争遺跡で大事なものは、愛知県との連携をしていくことが大事だろうというふうに思っています。

先日11月15日、私、社会教育課に電話しました。15日に全県の文化財保存のための説明会が豊川で市町村説明会が開かれておりました。そこには出席していないということだったんですね。では、この説明会の資料は南知多町はちゃんと入手しているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

県からしっかりと資料をいただいております。そこにリストもありまして、本町では4件載っております。これについて今後調査していきたいと考えております。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

愛知県は、戦後80年を経過して、戦争体験者も少なくなってきました。だからぜひとも愛知県として継承していきたいと、大村知事は積極的に述べております。やはり南知多町もそれに応えて、きちっとした看板設置、そして様々な形での伝承ですね、掘り起こし、これも必要かというふうに思います。

もう一点だけ質問します。

愛知県は、戦争遺跡を的確に保存すると同時に、もう少し調べなさいよと、ほかにも戦争遺跡はあるんじゃないですかというようなことも今調査しております。1つ、篠島のこれは半田空襲を考える会の方が調査されてますが、篠島の小・中学校の万葉の碑があるところから少し行ったところらしいですけど、そこに赤れんがの1枚畳敷きの、これは昔の弾薬庫倉庫じゃないかと、そういうことを言われておったことがありました。そして、三重県の鳥羽のほうの海軍工廠の記録によると、その三重県の海軍工廠一帯の基地があったそうですが、そこに篠島の先っぽのところに、砲弾、高射砲を造ったんじゃないかというようなことが記録されているようです。なので、一度篠島のことについても、愛知県に対して調査をしてほしいと。なかなかこれは専門家が調査しないと、これが遺跡跡なのかどうかということとは分かりません。半田空襲を考える会の説明でも、なかなかこれを特定することはできないけれど、しかし、これは恐らく弾薬庫の跡じゃないかと。だから、篠島にも高射砲基地の跡があったというようなことを、またこれも調査の対象として愛知県のほうに上げていただくということはよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

貴重な情報をありがとうございます。

それにつきましては、現地を過去に行ったときに何だろうということで確認をしております。

インターネットでは、カノン砲の跡、弾薬庫ではないかというふうに聞いております。そういったことも載っておりましたので、これについて、その可能性があるものとして県へ提供していきたいと考えております。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

国は、来年度の介護保険制度の見直し案の中で、介護保険料の所得区分を新たに4段階設けて13段階にし、非課税世帯の第1段階から第3段階の負担率を下げ、高所得者の負担率を上げる方針を示しているところであります。

本町におきましても、国の法改正に基づき、介護保険料の所得段階を13段階以上とし、保険料の見直しについては、介護保険運営協議会にお諮りしまして、今年度中に定める予定であります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

これも今12段階を13段階以上にするという回答で、非常に前向きな回答でありがたいと思います。

この13段階にする上で、1つお聞きします。現在約6,126人が保険者になっておりますけれど、この設定をするときの基準が非常に難しいと思うんですね。現在、12段階は800万円以上です。しかし、北部連合は約1,000万円を基準としております。やはり、あまり高額、応能負担がもちろん原則でありますので、高所得者については、たくさん払っていただくというのは原則なんですけど、やはり極端な保険料の高額負担は、何だ町はと、こういうふうな形で言われるかとも思いますので、13段階に限らず、1つの例としては、高浜市が1,000万円以上で、全部で17段階を設定しているんですね。最高でも1,000万円以上なんですよ、17段階でも。それも2.2です。現在2.0で12段階の一番上ですけれど、だけどやはり高額者の配慮もしながら、その段階設定を13段階以上ですから、

この高浜市の17段階の例も参考にしながら検討していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

この所得段階別の法改正については、今国のほうで調整中でございます。何せ、この法改正が出てから、一応今のところ13段階以上にするという情報が出ておりますが、高浜市のような17段階以上だとかということも踏まえまして、本町においては13段階はというところでは前情報で来ておりますので、それ以上の内容につきましては、今後開催します介護保険運営協議会にて諮って調整していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これは、段階設定には、一番最高を一体幾らの金額にするかということ、これはやっぱり一番ネックです。愛知県の状況を見ても、一番800万円以上が最高段階というところもあります。だから大体1,000万円が一番最高段階として、それで段階数を13にするのか、14にするのか、15にするのかということは、個々ばらばらであります。なので、やはり南知多町のいろんな保険者の数ですね。前回の介護保険運営協議会の資料を見ますと、680万円というかなり低いところで設定してあったので、非常にお金が高くなっちゃっているわけですけど、それをもっと細かくして、段階設定をしていくことが本当に必要かというふうに思います。細かい技術的なことは、またお金の収入のどれだけの人数がいるだとか、こういう段階にしたならば、どれだけのお金が入ってくるかということは計算しなきゃいけないので、なかなかここではすぐに答えられないと思いますけれど、とにかく他市町で大体1,000万円ぐらいを最高額として、そこで2.0にするのか、2.1にするのか、そこも非常に難しいところですが、今までは2.0でした。それを検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次、行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3-2につきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、介護保険給付費準備基金を2億円投入すれば保険料引上げの抑制につながりますが、一方で、準備基金は介護報酬の改定などにより介護給付費が不足したときに補填する財源となるなど、将来の介護保険事業運営の安定のためにも必要なものであります。

また、第2回介護保険運営協議会では、一度に基金を投入し保険料を抑えることよりも、将来安定的な事業運営ができるような計画を検討したらどうかという御意見もいただいております。今後は、安定的な事業運営ができるよう、中長期的観点で適正な基金投入額を介護保険運営協議会で協議し、計画を決定していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

介護保険法の129条をちょっと確認します。

介護保険法第129条は、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬと定めております。厚生労働省の介護保険課の資料2008年の12月25日付の通知によりますと、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には、次期計画期間において繰入れとして繰り入れるべきものであると、こういうことを言っているんですね。だから、基本的には全部入れなさいよと。だから、3年間でできた貯金は、次に対して出さない。本当は、その3年間の人たちに返さなきゃいけないんだけど、だけどどうしても残っちゃったならば、やはりちゃんと入れて介護保険を引き下げる、もしくは現状維持にする、こういうことをやりなさいと言っているんですね。この立場を尊重しますか。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

先ほどの介護保険法につきましては、当然この3か年、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としているという解釈をし

ております。

しかしながら、この基金の使い道については、この次期計画期間に歳入として繰入れ、保険料の上昇抑制に充てることが一つの考えであるとは認識しておりますが、この基金の目的については、保険料の引上げを抑制する以外に、介護給付費の増加に対応する、来年度については、今国のほうでは大幅な介護報酬の改定をするということも考えております。また、介護保険事業についても推進していくということでございます。

ということで、基金の使途の考え方については、保険料の抑制のみならず、今後、中長期的に安定した事業運営が図られるような使途で使うことだと考えておりますので、その辺については介護保険運営協議会にて十分協議していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ここは、大変意見が分かれるところです。

介護保険法第129条は、3年間の計画期間内で賄う。中には亡くなってしまいう方も見えるんですよ。だから、その3年間の中の自分の基金は、出した保険料については、そのまま返してもらわなきゃおかしいという、これはもともと介護保険法をつくったときの基本的な考え方です。美浜町のほうでは、ちょっと話を聞きますとかなり基金を入れて、基準額が5,100円。南知多町は5,000円ですかね。それを4,800円か、4,900円ちょっと分かりませんが、とにかく下げると。これまで美浜町はほとんど基金を入れてこなかったんで、そのような話もちょうと聞いております。

なので、やはり積極的にこの基金の投入をして、そして私がちょっと調べてみますと、この2018年から21年の基金と、それから積上げはどんな状況かというのと、2018年は、南知多町は基金を2,400万円ばかり取り崩したんですよ、だけど、その年は3,000万円貯金したんですよ。だから、結局保険料をある面では余分にとっているということがあるんですよ。最終的に年度末は2億1,900万円の基金になったと。じゃあ、2011年度はどうかというのと、4,500万円の基金を取り崩したんだけど、2,700万円貯金したもんだから、2億256万円が基金として積み上がった。じゃあ、逆に2020年度はどうだったか。これは5,000万円の基金の取崩しをしたけど、4,300万円貯金したんですよ。だから、1億

9,563万円と。これが第8期に入る前のこの基金の最終です。このときに8期は1億2,000万円投入したんです。約大体これで7,000万円ぐらい残して、そしてこの今の期に入ってきているわけですね。2021年度もどうかというと、3,488万円、基金を取り崩しているけど、貯金が4,915万円になって、2021年度も2億990万円と。

だから、ほとんど保険料の算定の仕方はできるだけ多めに赤字にならないように、そういう形をつくるわけですけど、しかし、それほど心配する必要はないんじゃないかというふうに私は思います。なので、やはり思い切って今の3年間で介護保険料の保険の計画は立てようと言っているわけですから、だから大きく2億円を投入して、そして少なくとも現状維持、これをぜひとも目指していただきたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3-3につきまして答弁させていただきます。

町内の特別養護老人ホームの待機者数については、延べ人数は139人ですが、重複者を除く実人数は76人となっており、うち要介護3以上の方は56人で、要介護1、2の方は20人となっております。その中に、特例入所希望者の該当者はいらっしゃいませんでした。

今後は、待機者数に加え、実待機者数や特例入所希望者を把握するために施設を連携し、情報共有をしていきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

これも積極的な回答、今後は要介護1、2を把握するというような形での立場を表明していただきました。本当にこれは、今は入所は希望していないけれど、今後ひょっとして要介護1、2の方も特例入所として入りたいと、こういう方も見えるかもしれないので、ぜひとも自治体としてその方に対して情報提供し、そして応援すると、こうい

う立場からしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問4-1は、私、厚生部長から、4-2は、教育部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問4-1につきまして答弁させていただきます。

まず、こども家庭センターの設置場所については、本町保健センターで現在の健康子育て室内を予定しております。

次に、支援内容につきましては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を一体的に行うものであります。

なお、人員配置の詳細については未定で、新たな統括支援員の採用はせず、現状の職員で体制の構築に向けて準備を進めてまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今、現状の職員でやるというふうに言いましたけど、統括支援員というのは、国がこども家庭センターをつくる上で一番喫緊のキーワードになっています。特に統括支援員が、子ども虐待等を、家庭支援員と、それから保健師等の連携をそこで調整していくと、こういう役割を果たせというふうに言っているんですね。なので、やはりこれは新たな採用というか、資格を持った方が必要になってくるんじゃないですか。

○議長（鈴木浩二君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（大久保美保君）

今現在も子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点という体制は整っておりますので、新たに採用はせず、今の職員の中で資格を持っている職員を充て、一体的支援に係る基本的な研修に参加していただき、その方を統括支援員とする予定として

おります。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

特に国が言っているのは、統括支援員は子ども家庭ソーシャルワーカーの免許、資格をぜひ取りなさいと、こう言っております。その資格は取るわけですね。

○議長（鈴木浩二君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（大久保美保君）

現在、資格は保健師、社会福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健児童福祉に係る資格を有しという、経験の中に保健師というところが入っておりますので、新たに今後ソーシャルワーカーということではなくて、その中に含まれていると考えております。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今後、こども家庭庁ができて、それで虐待や、それからひきこもりや、そしてまた今までの保健機能ですね、乳幼児などの。そういうのを総合的にアウトソーシングできると、そういうふうな形での仕組みを理想的なものをつくらうとしているわけですけど、南知多町では保健センターの健康子育て室、その中に置くと言っているんですけど、相談に来たときにはどうするんでしょうね。だから、別の場所でそれを設定するというのは基本というふうになっていると私は思います。

例えば、保健センターの中のどこか一室を、この子ども家庭センターとしていつでも相談に応じると、そんなような状態をつくっていくのが一番望ましい姿じゃないかなというふうに考えておりますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問4－2につきまして答弁させていただきます。

南知多中学校は、今年度各学年3クラスで開校し、1学級当たり1年生は29名、2年生は33名、3年生は36名でクラス運営されています。

町教育委員会は、生徒の皆さんが毎日の生活の中で、できる限り多くの友人と生活する時間づくりを優先したいと考えています。そのためには、学級の人数は、県が定める学級編制基準に従うのがよいのではないかと考えています。

また、新校舎建設においても、今後の生徒数の減少を踏まえ、物価の高騰や町財政が厳しい中、過剰な施設にならないよう弾力的に運用できる施設の配置を計画していく必要があると考えております。

いずれにしましても、生徒の生活環境を様々な角度から総合的に考え、適正な新校舎建設を考えてまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これは、毎回毎回新中学校に向けて提案していきたいと考えております。今回は、学級、子どもの数について提案いたしました。OECDの平均は20人以下です。ヨーロッパなどの進んだところは15人だとか、13人だとか、やはり子どもたちの顔が見えて、そして一人一人に対応できる。確かに小さな町でございます。どんどん子どもの数が減っていくということで、それは分かりますけれど、一時期、そういうある程度の基準をつくっておかないと、どさっと40人になったと。そうしたら、これは40人でそこはやるんですかということになっちゃうんですね。なので、最低でも20人、30人、そういう形の基準が必要だと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 14時00分 〕

〔 再開 14時10分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問通告書の朗読をさせていただきます。

なお、質問の中で避難所という言葉がたくさん出てきますけれども、こちらに関しては津波から逃れるための高台ということではなくて、避難した被災者が皆で共同生活を送る場所としての避難所として使っておりますので、あらかじめ補足させていただきます。

質問事項1．避難所運営方針の事前決定を。

大規模災害発生時における避難所は、被災した多くの町民が一定期間滞在するため、一定の生活環境を確保しなくてはならず、大変繊細な運用が求められます。

東日本大震災の体験談として、避難所の運営は、避難所に集まった被災者の中で決めたまとめ役が中心となり、問題となった点や気がついた点から順次、方針やルールを決めて対処していったそうです。自治体の職員ではなく、被災者自身が自主的に避難所の運営をしたことについては、人数の少ない自治体の職員が自治体全体の統括や復興に専念するためにも、非常に合理的ですばらしい措置であったと考えています。

本町も東日本大震災の例に倣って、避難所の運営は被災者のまとめ役に委ねる方針となっているようですが、被災した後にゼロから物事を決めていたのは、あくまで非常時の応急処置であったということをしつかりと認識しなければいけません。全ての事態に対して完璧に配慮した避難所運営ルールを事前に決めておくことは不可能ですが、災害が起こる前に主立った内容だけでも事前に決め、住民の方々と共有しておくべきだと考えているので、以下の質問をします。

質問1-1、半島側の避難所について。

町内の半島側の避難所のうち、津波浸水想定外にある避難所は、内海保育所、南知多中学校、西端公民館、内海高校、岩屋公民館、旧豊浜中学校、総合体育館、むくろじ会館、師崎避難所の9か所があります。その中でも総合体育館は町の中心にあり、豊浜地区以外の住民も避難してくる可能性が高いと考えていますが、備蓄食料の各地区への配備は、そういった事情を考慮したものになっているのでしょうか。もしなっていないとし

たら、備蓄食料の不足を防ぐためなど、住民に対して一番最初に向かってほしい避難所を決めておくなどの考えはあるでしょうか。

質問 1－2、各避難所の運営ルールの事前決定について。

避難所に人々が押し寄せて思い思いに場所取りを開始してしまうと、病人や乳幼児などのための専用スペースの確保が難しくなったり、おのおのが想定より広い場所を確保することによって、収容人数が大幅に減ってしまいます。また、後になって再配置を行うということは、避難者同士のわだかまりを生むことにもつながりかねません。

人々の団結が必要な被災時において、そのような無用な衝突を極力避けるためにも、避難所の部屋割りや間取りなど、被災後の早い段階で必要となる運営ルールだけでも平穏うちに決めておくべきだと考えます。

ただし、地区ごとの特殊な事情が考慮されていなかったり、実際に避難してくる地区の住民の合意の取れていないような実効性のないルールを決めても全く意味がありません。

そこで、最初に町の支援の下で、避難所がある地区の防災会が避難所ごとの運営ルールの原案をつくり、次にその地区の区長会が内容を確認し、最後にその地区の住民に周知していただくような形が理想ではないかと考えています。町としての考えはいかがでしょうか。

質問 1－3、避難所としての総合体育館の運営ルールの事前決定について。

豊浜地区自主防災会で豊浜地区にある避難所の運営ルールの原案をつくるべきか審議した結果、その必要があると認められました。しかし、総合体育館については、豊浜地区以外の住民も避難してくる可能性が高く、避難者の規模や構成を想定しづらいことや豊浜地区の住民の合意だけでは十分ではないだろうということが課題となりました。本件について、どのように進めるべきか、町としての考えはいかがでしょうか。

質問は以上となります。再質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－1 につきまして答弁させていただきます。

町内全体の備蓄食料は、南知多町防災備蓄計画の備蓄目標である 3 万 8,360 食以上を確保しています。これは、町全体の避難者数の想定から物資の持込みをする人が 25%い

ると想定し、また観光客などの帰宅困難者も算入した結果、7,672人分に対して3日分で5食を備蓄することとしているものです。地区別には、内海、豊浜、師崎地区には、それぞれ9,642食を、篠島地区には4,462食を、日間賀島地区には5,180食を配備しています。これについては、各地区のおおよその人口比により備蓄食料の配備をしているものであります。町全体の避難者数は想定していますが、各地区での避難者数の想定をしているわけではありません。

大規模災害時における正確な被災の想定は困難であり、詳細に想定した準備は効果的ではないと考えていますので、町から住民の方に対して食料の備蓄配備の状況を理由に一番最初に向かってほしい避難所を決めておくなどの考えはありません。

災害時には、避難者数の少ない地区の食料を避難者数の多い地区へ配分するなど、地区ごとではなく、町内全体での対応をしていく考えであります。町から住民の方に対しては、自宅近くの津波一時避難場所や避難所及び避難経路の把握をお願いするとともに、各家庭において最低3日分、できれば1週間分を目安に食料の備蓄をお願いいたします。また、避難の際には、持参もお願いいたします。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

現在の備蓄食料については、地区別の人口比を基に内海、豊浜、師崎地区にはほぼ均等に配備しているということと、また最初の避難先については、町から指導や指示をするような予定がないということで回答いただきました。

それでは、この回答に対して、2点再質問をさせていただきます。

まず1つ目の再質問の前提としまして、南海トラフの巨大地震が発生して大津波に見舞われたような場合には、津波浸水想定外にある高台の町の避難所だけではとても全ての被災者を収容することはできません。その中でも、特に師崎地区については、位置的にも津波の被害を受けやすく、地区内の避難所の延べ床面積も内海や豊浜地区と比べて狭いという問題があります。

また、師崎地区と一くくりに言っておりますけれども、大井の住民からしてみれば、師崎避難所と総合体育館は同じような距離にあります。大津波に見舞われたような場合については、海沿いの道に行くのではなくて高台の近道に行くほうが移動しやすく、総

合体育館のほうを目指す方もかなりいるのではないかと考えております。もしそのような傾向が事前に把握できていれば、その方たちの分だけでも豊浜地区側に備蓄していくことによって、後で備蓄の移動の手間を軽減することができるので、そういった調整も有効だと思って最初の質問をさせていただきました。

そこで、再質問の1つ目になりますけれども、大井の住民の避難先について、過去に大井の区長会または防災会の方などと話をされたことはあるでしょうか。もし話をされていて避難先の傾向などが分かっていたら、それについても教えてください。

もう一つの質問になりますけれども、最初に避難所に入ろうとしたときにいっばいで入れないことが判明してから別の避難所に移ろうとしても、結局どの避難所もいっばいで、どこにも入れないという状況になるということが想定されます。そのため、基本的には、雨や暗闇だとか、けがだとか病気に対処するための避難所用のグッズが持っていないで急いでいるというような状況でないなら、むやみに避難所を移動するという行為は体力の消耗にもつながってしまうので、あまり有効じゃないんじゃないかというふうに考えております。そういった意味でも、一番最初に向かってほしい避難所や次に向かうべき避難所をあらかじめ調整しておくことによって、被災者が適度に分散して公平な収容ができるのではないかと考えて質問させていただいております。

再質問の2点目になりますけれども、最初にたどり着いた避難所に入れなかった場合については、そこにとどまるのか、移動するのかというのを被災者はどのように判断して行動するのがよいのか、町としての助言があれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

1つ目の質問についてですが、大井地区にある津波災害での避難所については、災害時の建物の被災状況を踏まえて建物の安全性を検証の上、避難所として利用する施設としまして、旧大井小学校の体育館、それから大井公民館があります。どちらも津波の浸水想定区域内にあります。旧大井小学校につきましては、グラウンドまでの浸水想定があるものでして、体育館については浸水しない想定となっております。避難所として利用可能であると見込んでおります。

現時点では、大井の住民の方の主たる避難先として想定しています。そのため、大井区と協議し、大井区の分の備蓄食料を現在旧大井小学校の体育館のほうに配備していま

す。

それから、2つ目の質問についての答弁をさせていただきます。

発災時、避難所へ派遣する町の職員、それから区長さんなどの協力を得まして、各避難所の情報収集、集約、それからその情報の確認をでき次第、避難所の避難者の人数の調整を行うこととなると想定しておりますので、柔軟に対処する必要がありますけれども、むやみに移動せず、町からのお知らせを待つて行動していただくのが望ましいというふうに考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

現在の南海トラフの巨大地震の想定だと、大井の方々に関しては、旧大井小学校の体育館のほうに避難されるということですので、大井のほうから総合体育館のほうまで来られる方は、私が思っていたより大分少なそうだということは理解しました。

また、別の避難所に移動するかどうかを検討する際については、町職員によって各避難所の状況等を把握して整理してもらってから移動したほうが良いということなので、この一般質問の放送や今後の町の情報発信などによって、町民の方々にも広く認知していただければと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

避難所ごとの運営ルールの事前決定については、円滑に避難所運営を行うためにとっても重要な事項であると考えています。そのため、町としては、今年度10月に町地域防災リーダー養成講座にて区及び自主防災会、学校の代表者などによる避難所ワークショップを行い、各地区小・中学校など8か所の避難所のレイアウトや避難所生活におけるルールの検討を進めました。さらに、避難所ワークショップで作成されたレイアウトの検証を兼ねて、11月に南知多中学校で避難所運営訓練を実施し、避難所を開設、運用する際に必要な資機材の設置訓練を行っております。今後、訓練での課題を検証し、レイ

アウトの見直しや避難所ルールを区や自主防災会などと協議を行い、誰でも開設できる避難所開設運営のマニュアルの準備に向けて各避難所において取組を進めていきます。マニュアルが整備された際には、住民に周知を図り、地区での避難所運営訓練で活用してもらいたいと考えています。

参考ですが、師崎地区においては、師崎避難所における独自の避難所運営マニュアルの作成のため、師崎区と片名区が令和元年度に師崎避難所運営マニュアル作成委員会を8回行い、愛知県避難所運営マニュアルを参考にマニュアルを作成しております。その後、令和2年度には、師崎区が運営を具体的に検討する目的で師崎避難所運営検討委員会を9回行い、令和3年度には、マニュアルに基づいて避難所開設運営訓練を先進的に行っております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

避難所の運営ルールを決めておくことの必要性について、各地区の代表者と共有することがまずできており、また取りかかりの練習も兼ねて避難所開設時の間取りについてもつくってみたというところについては、安心しました。今後、この試験的につくったレイアウトを改善したり、別のルールを新たに作成したりして、時間をかけて少しずついいものにしていただければと思います。

ただし、これから実際にマニュアルなどをつくっていくに当たって、各地区で様々な課題が発生してくるかと思しますので、1点再質問させていただきます。

10月と11月に町の防災リーダー講習で、各地区の代表者にもこの件もお話をされて意見ももらっていると思います。今後、この避難所の運営ルールを事前決定して、これから実際に運用していくための課題としてどのようなものが上がっているか、把握しているものをお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

主な課題ということでちょっと上げさせていただきますが、2つの課題がまず上げられます。

1つ目の課題は、避難所を運営する地域での主体が明確に決まっていないことが上げられます。東日本大震災では、地域住民が中心となって運営を行った避難所では、円滑な避難所運営を行っていたという報告があることから、行政のみならず、住民が主体的に参画して避難所運営を行えるようにするため、現在内海地区では、区と自主防災会と行政とで打合せを重ねているような状況でございます。

2つ目の課題は、住民に避難所を開設、運営するノウハウがなかなか十分に浸透していないことが上げられます。今まで防災リーダー養成講座において、避難所運営に関する講座を開催しておりましたが、今後は、住民の皆様が主体的に動けるように避難所開設運営のマニュアルを整備し、訓練を重ねることでそのノウハウが蓄積できるように進めていきたいと考えています。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

今、答えの中で2点課題がありました。

1つ目の地域での主体ということで、避難所の運営については町の職員が各避難所にいつ到着するのかというのも約束するのは難しいと思われまして、一般質問の冒頭でも述べましたとおり、町職員に関しては、町全体の統括や調整のほうに専念していただくためにも、避難所は住民が中心となって運営してほしいので、今後、先ほど言われたような内海地区以外の方に対しても同様に地道に打合せをして、合意を取っていただきたいと思います。

ただ、皆さんの地区の声を聞いていくと、地域の代表者として区長さんとか防災会のメンバーが中心になるということが大体想像ができるんですけども、それらの方々も被災者の一人でありまして、また一緒に避難している家族もおられるかと思えます。一般の住民の方々も避難所の運営に積極的に協力をしていただいて、役割分担をして一握りの方に負担が集中することのないよう、そういった配慮が絶対に必要となってきます。そうしなければ、地域の代表者の方々も住民が中心となって避難所を運営するというのをためらってしまわれますので、この問題に関しては、町としてもしっかりと協力して説得していただきたいと思います。

また、実際にもう一点の課題として上がりましたが、避難所開設のノウハウの

部分ですけれども、決めた運営ルールの浸透に関しては、毎年の訓練に取り入れながら多くの方々に覚えていただくのが一番だと思います。もし可能ならば、避難所に実際に一晩泊ってみるという訓練だとか、簡易トイレで実際に用を足してみるというような訓練も非常にいい経験になってきますので、町として地域として無理のない範囲でいろんなことに挑戦していただきたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

総合体育館は、議員のおっしゃるとおり、町の中心的な大きな避難所となり、豊浜地区以外の地区からの避難者も想定されますが、まずは豊浜地区で避難所運営ルールの事前決定を町とも協議し、進めていただきたいと思います。その際には、ほかの地区からの避難者への対応も想定して行っていきたいと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

先ほど前のほうの質問の回答で、豊浜地区以外から総合体育館へ来られる被災者は思ったよりは少ないだろうということが分かりましたので、回答をいただいたとおり、まずは豊浜地区と町で大筋を決めていく方向で問題ないかと思っております。またその後、内海だとか師崎地区の意見等が必要になったときは、また町と一緒に調整していただきたいと思います。

それでは、豊浜地区として取りかかるために、参考資料として師崎地区でつくったマニュアル等を提供していただければ助かります。よろしくをお願いします。

最後になりますけれども、今回の私の一般質問でお願いしました避難先を意識するといったことや避難所の間取りを決めておくことなどに関しては、あくまで避難所を開設してすぐの混乱を緩和するためのものです。実際に被災したときには、事前に決めておいたルールにはない想定外の突発的な要素も非常に多く、柔軟な対応が求められ続けます。そういった状態では、けが人や病人、乳幼児といった方々を被災者全員で支える譲

り合いの精神がとても重要になってきます。いつ来るか分からない災害に対して、毎日24時間気を張っていく必要はありませんけれども、定期的に訓練を行ったり、対策を確認するなどして心構えさえしておけば、被災時のいろいろな困難をよりスムーズに乗り越えていくことができると考えております。

今回の私の一般質問を機に、町民の方々の巨大地震への対策意識が少しでも高まること、また各家庭での食料や持病の薬の備蓄、また避難用バッグの準備が進むこと、そして各地区での避難所運営ルール決定や周知が進展して、それが訓練にも活用され、今後、大災害に見舞われた際にも多くの方を救えるようになることを祈念しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 14時38分]